

令和7年度第2回朝霞市男女平等推進審議会 次第

日 時 令和7年8月20日（水）

午後2時から

場 所 市役所本庁舎4階 401会議室

1 開 会

2 議 事

1) 会長及び副会長の選出について

2) 男女平等推進審議会の概要及び

朝霞市における男女平等推進の取組状況について

3) 第3次朝霞市男女平等推進行動計画骨子案について

4) その他

3 閉 会

審議会等委員名簿(敬称略)

審議会等の名称		定数
朝霞市男女平等推進審議会		13人
委員の氏名	職	備考(構成等)
小島 真知子	委員	第1号 男女平等の推進に関する活動を行っている者
片山 弥生	委員	第1号 男女平等の推進に関する活動を行っている者
井ヶ田 輝美	委員	第2号 関係行政機関の職員
根上 敦全	委員	第2号 関係行政機関の職員
渡辺 千津子	委員	第2号 関係行政機関の職員
金子 智恵子	委員	第3号 知識経験者
久慈 須美子	委員	第3号 知識経験者
栗山 昇	委員	第3号 知識経験者
小柴 和子	委員	第3号 知識経験者
土佐 隆子	委員	第3号 知識経験者
島根 道子	委員	第4号 公募による市民
武田 範夫	委員	第4号 公募による市民
山里 秀則	委員	第4号 公募による市民

※選出枠ごとに50音順に掲載

朝霞市男女平等推進審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、審議会の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、審議会の会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ ①から③までに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることとはできません。ただし、会長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

○朝霞市男女平等推進条例

平成15年3月24日条例第15号

改正

平成18年12月25日条例第41号

朝霞市男女平等推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策(第10条—第17条)

第3章 具体的施策(第18条—第23条)

第4章 朝霞市男女平等推進審議会(第24条—第29条)

第5章 雑則(第30条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を

総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者(過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

- 2 男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。
- 3 男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。
- 7 男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。

3 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。

5 市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活とを両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。

3 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育における責務）

第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(事業等の評価)

第11条 市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。

2 前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発及び人材の育成)

第13条 市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。

3 市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育における措置)

第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第16条 市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立への支援)

第17条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章 具体的施策

(顕彰)

第18条 市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第19条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るように努めるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進)

第21条 市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者(次項及び第3項において「被害者」という。)の救済の促進を図るものとする。

2 市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(性別による権利侵害の防止)

第22条 前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置等)

第23条 男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者

3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。

第4章 朝霞市男女平等推進審議会

(朝霞市男女平等推進審議会の設置)

第24条 男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、第10条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

2 審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第26条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女平等の推進に関する活動を行っている者
- (2) 関係行政機関の職員

(3) 知識経験者

(4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」の策定について

1. 計画策定にあたっての考え方

国（内閣府男女共同参画局）

「第5次男女共同参画基本計画」において、「第1部 基本的な方針」の「（1）基本的な視点及び取り組むべき事項」で記載されている内容を盛り込む。

埼玉県

「令和4年度～令和8年度埼玉県男女共同参画基本計画」において、「第2章 計画の基本的な考え方」の「2 計画を推進するための基本的な視点」で記載されている内容を盛り込む。

その他（社会情勢（新法施行、法改正など）、県内各市の動向など）

- ・「配偶者からの暴力の某氏及び被害者の保護等に関する法律」の改正法が6年4月に施行
保護命令制度の拡充や罰則の強化
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に新法として施行
基本理念として「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確に規定
民間団体との「協働」によるアウトリーチ支援が新たな支援の枠組みとして組みこまれた。
- ・「女性活躍推進法」の改正法が令和8年4月に施行予定
時限立法であるため2036年3月31日まで10年間延長
男女間賃金差異・女性管理職比率に関する情報公表の義務化
プラチナえるぼし認定に関する要件に、セクシュアルハラスメント防止措置の内容の公表を追加

2. 計画の構成

「朝霞市男女平等推進条例」第10条に基き策定し、以下の3計画を内包する。

- ①「DV防止基本計画」（DV防止法第2条の3第3項）
- ②「女性活躍推進計画」（女性活躍推進法第6条第2項）
- ③「困難女性支援基本計画」（困難女性支援法第8条第3項）

※「第6次総合計画」との関係

「第6章基本構想を推進するために」の「1人権・多様性の尊重」の「（2）男女共同参画・性の多様性」に基く男女平等に関する施策を推進していく計画とする。

3. 計画策定の経過

各種意識調査及びアンケートの実施（令和6年度に実施済み）

- ①職員意識調査
- ②市民意識調査
- ③事業所アンケート
- ④小学生・中学生・高校生意識調査

「市民コメント」及び「オープンハウス型意見交換会」の実施（10月～11月に実施予定）

4. 現状と課題

【第2次行動計画の振り返り】

- ・ポジティブ・アクションの指標が未達成
- ・性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていること
- ・抱える問題の内容が複合的で相談に繋がりにくいことがあること

【各種意識調査及びアンケート結果を踏まえて】 ※「計画への反映」は骨子番号を表記

①市民意識調査

調査結果からの課題	計画への反映
(問 9、問 26) 性別による固定的な役割分担意識が年代によって根強く残っている。これにより、特に女性はライフイベントやライフワークに応じた働き方も選びづらくなっている。	1-1~2
(問 22) 学校教育の場では平等と感じていても社会に出ると平等と感じる人の割合が減少する。	1-1~2
(問 14) 配偶者等からの暴力について、女性の被害が多く、相談しようと思わなかった割合が特に男性で高い。	2-1~3
(問 15) 女性は男性に比べ家庭との両立のため働き方を選ばざるを得ない現状があり、就労への不安もある。	4-1~3
(問 26) 市に求める男女平等施策として、企業に対して性別にかかわらず働きやすい職場づくりの促進、学校での男女平等に関する教育の充実、育児や家庭生活への男性の積極的な参加の促進など	1-1~2、 4-1~3、 5-1
(問 20、問 27) ジェンダーやLGBTQ（性的マイノリティ）の認知度は向上しているが、SOGIE（性的指向及び性的自認）は認知度が低い。	6-1
(問 33、問 34) 相談内容は複合的となっており、内容や性別によって相談につながりにくい。	2-1~3、 3-1~2

②事業所アンケート

調査結果からの課題	計画への反映
女性管理職の割合の伸び悩み、仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランスの推進	4-3、5-1
LGBTQへの理解促進	6-1
パートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度が低い。	6-1
困難な問題を抱える女性が表面化しづらい。 発見しにくいケースの把握と相談窓口の周知啓発	3-1~2
市に求める男女平等施策として、学校での男女平等に関する教育の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進など	1-1~2、 4-3

③小学生・中学生・高校生意識調査

調査結果からの課題	計画への反映
女性の方が優遇されていると感じている割合が高い（男性への配慮も必要）。	1-1~2
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度が低い。	1-3
小学生でLGBTQの認知度が低い。	6-1
デートDVの種類の中でも認知度が低いものがある（自分を常に優先してほしい、電話やメールの回数や相手の把握など）。	2-1~3
相談先が「ない」と回答した人が一定数いる。	3-1~2

めざす姿	基本課題	基本施策	施策の方向	指標	評価資料		主な施策	担当課(事務事業名)		
					当初値(R7)	目標値(R17)				
男女の輪が素敵な朝霞をつくるゝ男女平等社会をめざしてゝ	1. 男女平等の意識づくり	1 ジェンダー平等の推進	1－1 ■男女平等の意識の啓発	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	10.9%	20%	①男女平等が実現したイメージの提案を行う ②アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた意識醸成する	人権庶務課 人権庶務課		
			1－2 ■家庭・地域・学校における男女平等の推進	1週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など)が「全くない」とする男性の割合	18.3%	5%	①男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う ②社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する	人権庶務課 シティプロモーション課(広報事業) 教育指導課(教職員研修事業)		
							③男性の家事・子育て・介護への参加を促進する	人権庶務課 生涯学習・スポーツ課(生涯学習啓発推進事業) 健康づくり課(母子健康教育事業) 中央公民館(各公民館運営事業) 産業振興課(勤労者支援事業)		
								④男女平等を推進する人材の育成と活用を進める	人権庶務課 生涯学習・スポーツ課(人権教育振興事業)	
							1－3 ■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	8.4%	20%
			2男女平等が実感できる生活の実現	2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶	2－1 ■DV等の防止に関わる意識の啓発	DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合				
							2－2 ■DV被害者等の相談体制の充実	市のDV相談(配偶者暴力相談支援センター)を知っている市民の割合	29.3%	70%
					2－3 ■関係機関等との連携強化	DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数	1回	適切な運営	①DV対策等関係機関による連携を強化し、DV等被害者支援の充実を図る	人権庶務課 教育指導課(教育相談事業) 健康づくり課(母子訪問指導事業・母子施設入所事業・児童相談事業) こども未来課(ひとり親家庭生活支援事業) 長寿はつらつ課(包括的支援事業) 福祉相談課(民生委員児童委員活動事業) 生活援護課(生活保護事業) 障害福祉課(障害福祉総務事務事業) 総合窓口課(住民基本台帳管理事業) 地域づくり支援課(市民相談事業) 開発建築課(住宅政策事業)
					3－1 ■若年者が安心して暮らせるための支援	悩みや心配事がある時の相談先で「いない」と回答する割合	小学生9.6% 中学生7.1% 高校生7.8%	0%	①困難な問題を抱える女性への相談支援の強化・充実を図る	人権庶務課 教育指導課(教育相談事業)
	3－2 ■困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備	女性総合相談を知っている市民の割合								9.7%
					4 女性のエンパワーメントの推進	4－1 ■女性の就業生活における活躍の推進	勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	40.0%	10%	
	4－2 ■多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援	育児休業制度を活用している男性従業員の割合				20.9%	50%	①自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る	人権庶務課 地域づくり支援課(市民相談事業) 生涯学習・スポーツ課(生涯学習啓発推進事業) 中央公民館(各公民館運営事業) 図書館(図書館運営事業) 産業振興課(起業家育成支援事業)	
									4－3 ■ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視と回答する女性の割合
	5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5－1 ■政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進			市職員の女性管理監督職員の割合	21.2%	30%	①市政における男女共同参画の取組を推進する ②庁内における男女共同参画の取組を推進する ③職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する	人権庶務課 市政情報課(広聴事業) 職員課(職員人材育成事業) 人権庶務課 産業振興課(勤労者支援事業)	
		5－2 ■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	53.2%	70%	①地域活動への参画を促進する ②防災及び防犯における男女共同参画を推進する	人権庶務課 地域づくり支援課(市民活動支援ステーション運営事業) 人権庶務課 危機管理室(地域防災推進事業) 地域づくり支援課(市民相談事業・自治振興事業)			
	3.性の多様性に対する理解の促進	6 多様な生き方の尊重と理解促進	6－1 ■SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進	SOGIE(ソジー)という言葉を正しく理解している市民の割合	13.7%	20%	①多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う ②学校教育において多様な性に関する理解を促進する ③市の施策におけるLGBTQ等の当事者の権利尊重に向けた検討を行う	人権庶務課 教育指導課(教育指導支援事業) 人権庶務課		

目次(案)

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画策定後の社会経済状況の変化(法律改正等)
- 6 基本目標
- 7 基本施策
- 8 朝霞市 DV 防止基本計画
- 9 朝霞市女性活躍推進計画
- 10 朝霞市困難な問題を抱える女性支援基本計画
- 11 施策の体系
- 12 本計画と SDGs

第2章 朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
 - (1)人口・世帯の状況
 - (2)結婚・出産・子育てをとりまく現状
 - (3)就労に関する状況
 - (4)ワーク・ライフ・バランスに関する状況
 - (5) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況
- 2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組
 - (1)第2次朝霞市平等推進行動計画後期基本計画に基づく取組状況
 - (2)指標・数値目標達成状況

第3章 基本計画

- 1 ジェンダー平等の推進
 - 1-1 男女平等の意識の啓発
 - 1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進
 - 1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
- 2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶
 - 2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発
 - 2-2 DV 被害者等の相談体制の充実

- 2-3 関係機関等との連携強化
- 3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
 - 3-1 若年者が安心して暮らせるための支援
 - 3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備
- 4 女性のエンパワーメントの推進
 - 4-1 女性の就業生活における活躍の推進
 - 4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援
 - 4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - 5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進
 - 5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進
- 6 多様な生き方の尊重と理解促進
 - 6-1 SOGIE(性的指向・性自認・性表現)等に配慮した啓発の推進

第4章 計画の推進

資料

第 2 章 朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
- 2 第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画における取組

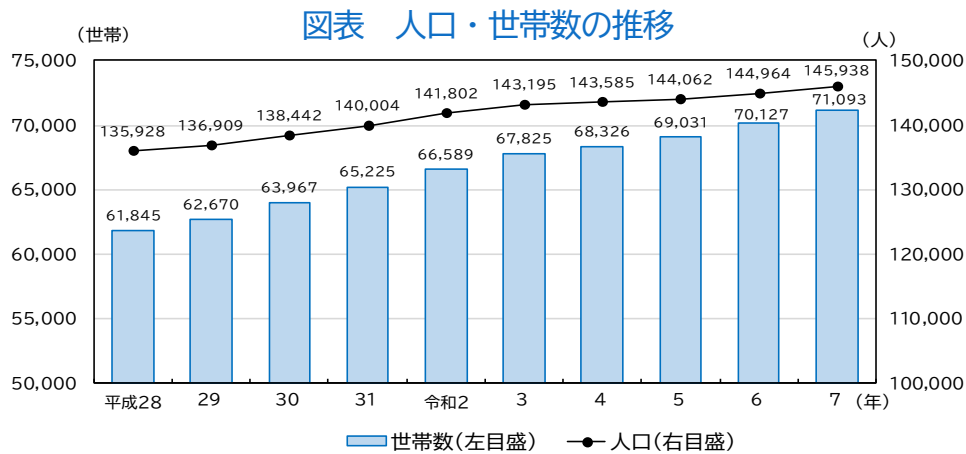
1 朝霞市の現状

(1) 人口・世帯の状況

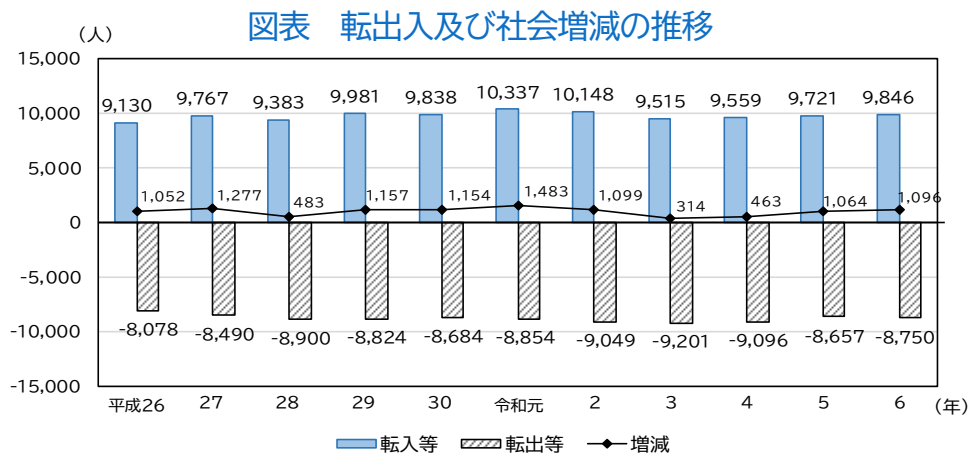
① 人口と世帯数の推移

本市の人口と世帯数はともに、平成 28（2016）年以降増加を続けており、令和 7（2025）年 1 月 1 日現在で人口 145,938 人、世帯数は 71,093 世帯となっています。

1 世帯あたりの人員は、平成 28（2016）年では 2.20 人でしたが、令和 7（2025）年には 2.07 人となっており、年々減少しています。



本市における転出入の状況についてみると、過去 10 年間の転入等は毎年 1 万人前後で推移しています。転出は 9,000 人前後で推移しており、毎年社会増となっています。令和 6（2024）年は 9,846 人の転入等、8,750 人の転出等で、1,096 人の社会増となっています。



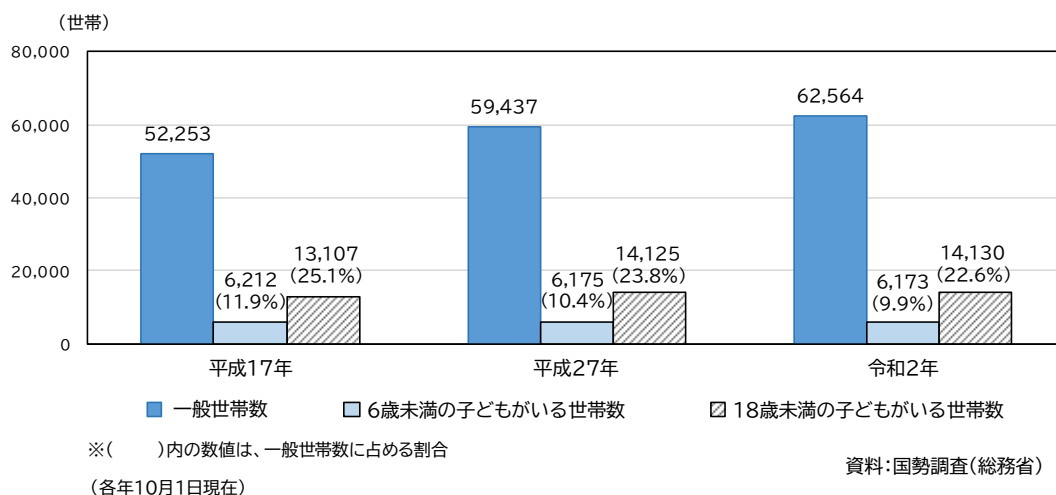
②子がいる世帯の状況

令和2（2020）年の本市の一般世帯数は62,564世帯で、平成17年（2010年）と比較すると19.7%増加、平成27（2015）年と比較すると5.3%増加しています。

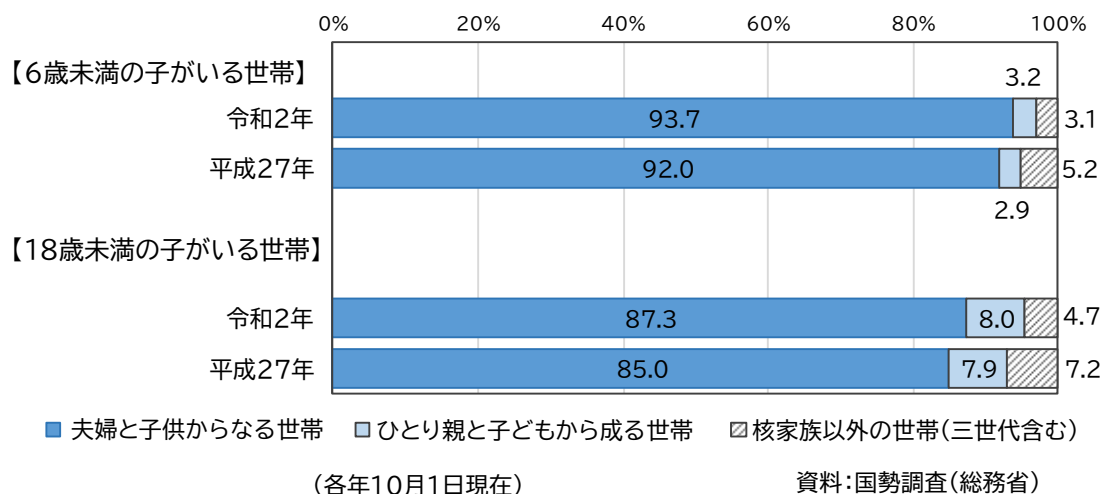
子がいる世帯の推移をみると、6歳未満の子がいる世帯、18歳未満の子がいる世帯ともに実数はあまり変化していませんが、一般世帯数に占める割合はともに減少しています。

また、子がいる世帯の家族類型については、夫婦と子から成る世帯は6歳未満の子がいる世帯で93.7%、18歳未満の子がいる世帯で87.3%を占めています。ともに平成27（2015）年よりもその割合が増加しています。

図表 一般世帯数と子(6歳未満の子・18歳未満の子)がいる世帯の推移



図表 子がいる世帯の家族類型(6歳未満の子・18歳未満の子)

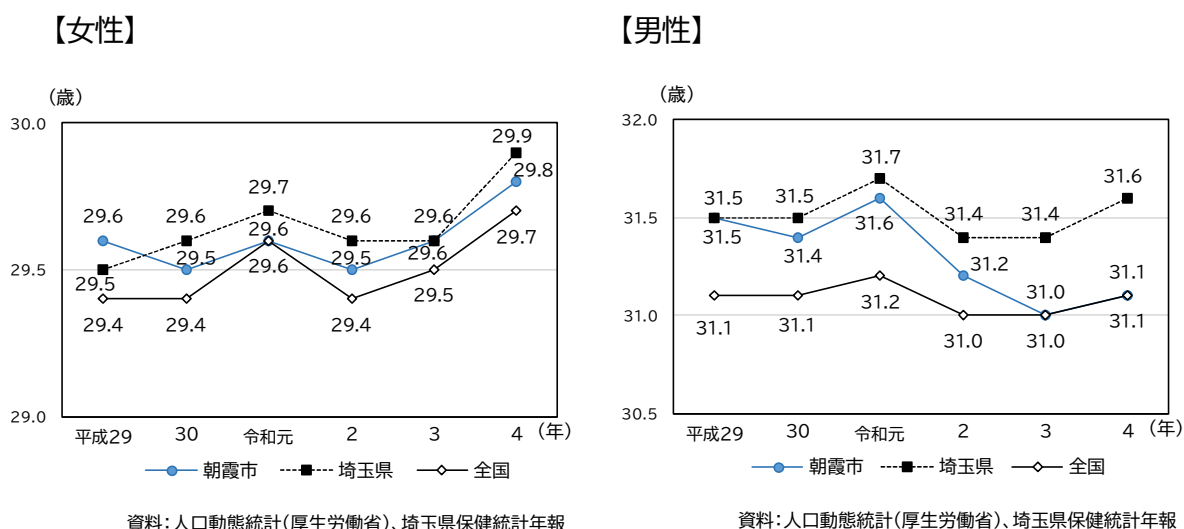


(2) 結婚・出産・子育てをとりまく現状

① 結婚をとりまく状況

平均初婚年齢についてみると、本市の女性の平均初婚年齢は令和4（2022）年には29.8歳で、近年では最も高くなっています。全国、埼玉県と比較すると、全国よりは高く、埼玉県よりは低い年齢となっています。男性の初婚年齢は令和4（2022）年には31.1歳で、近年では比較的低い年齢です。全国、埼玉県と比較すると、埼玉県よりも低く、全国と同じ年齢となっています。

図表 平均初婚年齢の推移

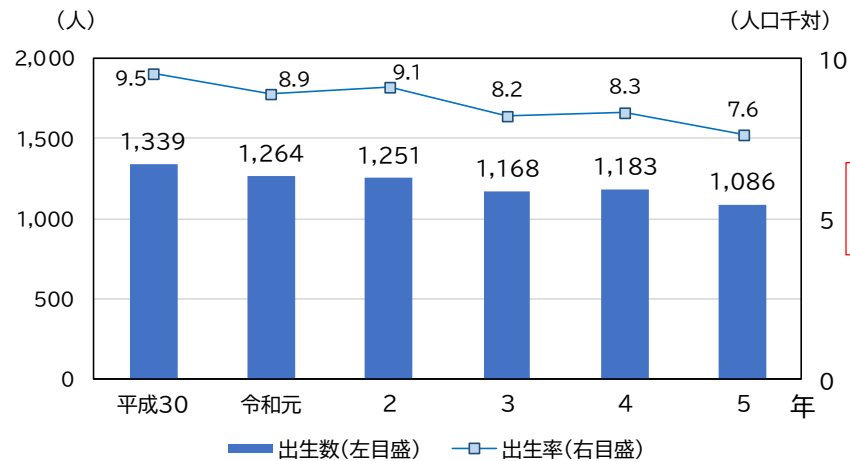


② 出産・子育て、家庭をとりまく状況

本市の令和5（2023）年の出生数は1,086人となっています。平成30（2018）年以降あまり大きく変化していませんが、ゆるやかな減少傾向が続いています。出生率は、令和5（2023）年には7.6（人口千対）で近年の中では低めですが、令和3（2021）年以降、毎年県内市町村の中で毎年第1位となっています。

合計特殊出生率は令和5（2023）年には1.15となっており、これも近年の中で最も低くなっています。令和2（2020）年までは全国、埼玉県よりも本市の合計特殊出生率の方が高い傾向が続いていましたが、ここ数年は全国を下回る割合となっています。

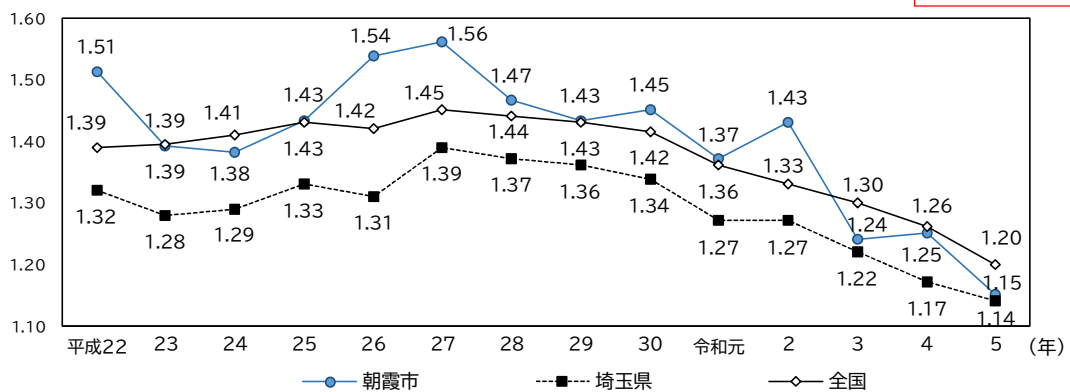
図表 本市の出生数と出生率の推移



資料:埼玉県的人口動態概況

最新版に差替え予定

図表 合計特殊出生率の推移

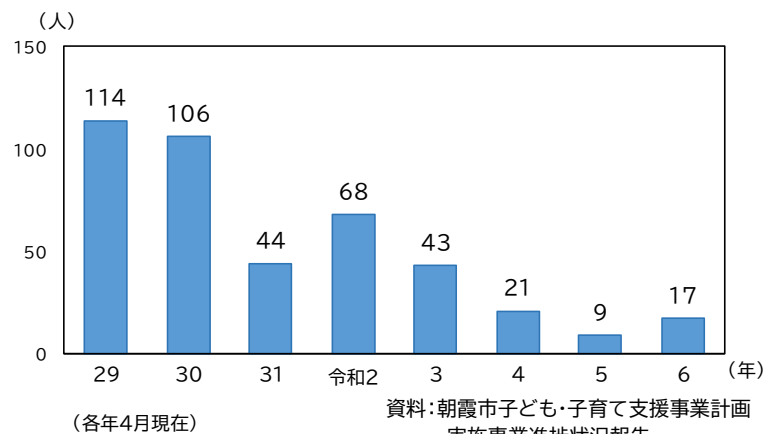


資料:埼玉県保健医療政策課HP

最新版に差替え予定

待機児童数は、平成 29（2017）年には 114 人の待機児童がいましたが、徐々に減少し続け、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で 17 人となっています。

図表 待機児童数の推移



資料:朝霞市子ども・子育て支援事業計画
－実施事業進捗状況報告

(各年4月現在)

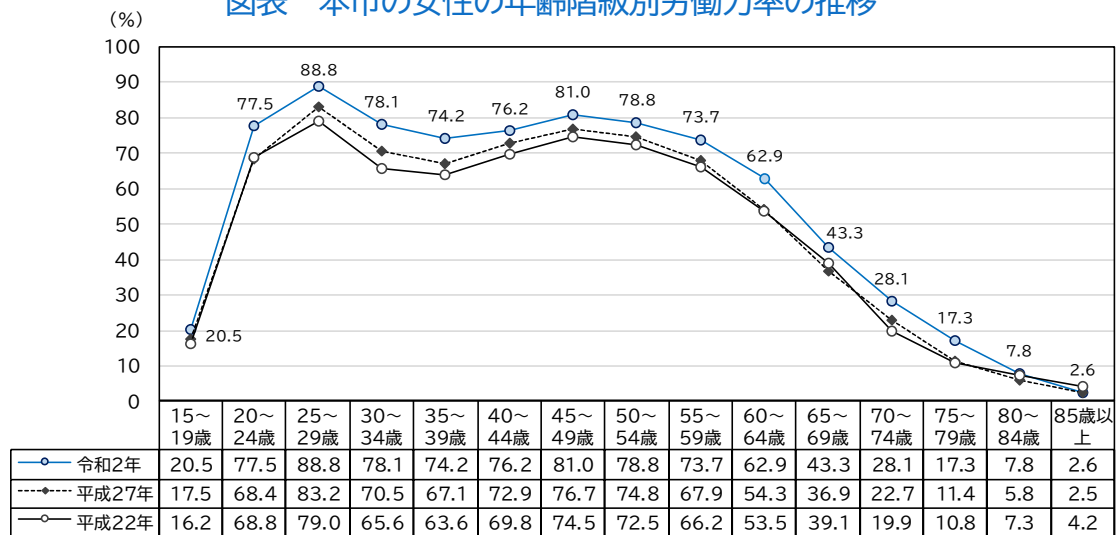
(3) 就労に関する状況

① 女性の労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、子育てが忙しくなる年代で大きく落ち込み、その後再び労働力率が上がっていく特徴が見られます。そのグラフの形からM字曲線と呼ばれています。近年では、子育て支援策の充実などを背景に、結婚、出産等にかかわらず就労を継続する女性が増えたため、子育て期の労働力率の落ち込み方が抑えられ、女性の年齢階級別労働力率のグラフは台形に近づきつつあります。

本市においても、令和2（2020）年の女性の年齢階級別労働力率は35～39歳で74.2%まで一度落ち込みますが、前後の30～34歳や40～44歳の労働力率との差はあまり大きくありません。また、平成22（2010）年の35～39歳の女性の労働力率63.6%と比較すると10.6ポイント高くなっており、子育てに忙しい年代の女性でも就業している人が増えていることがうかがえます。

図表 本市の女性の年齢階級別労働力率の推移



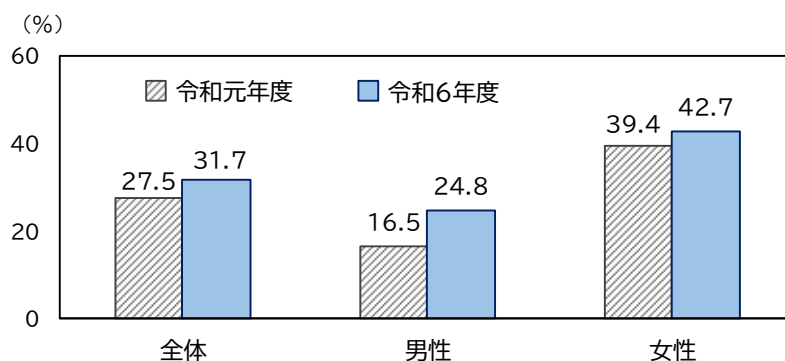
資料：国勢調査（総務省）

② 非正規雇用者の割合

「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果からパート・アルバイトの割合をみると、男性は24.8%で令和元年度よりも8.3ポイント増加しており、女性は42.7%で令和元年度よりも3.3ポイント増加しています。この結果から、男女ともに非正規雇用者の割合が増加していることがうかがえます。

また、性別で比較すると男性よりも女性の方が非正規雇用者の割合が高いことから、男女間の賃金の格差、管理職に占める割合の男女格差等に影響を及ぼしていることがうかがえます。

図表 全従業員に占めるパート・アルバイトの割合



※令和6年度のサンプル数は、男性=785、女性=494
令和元年度のサンプル数は、男性=2,109、女性=1,940

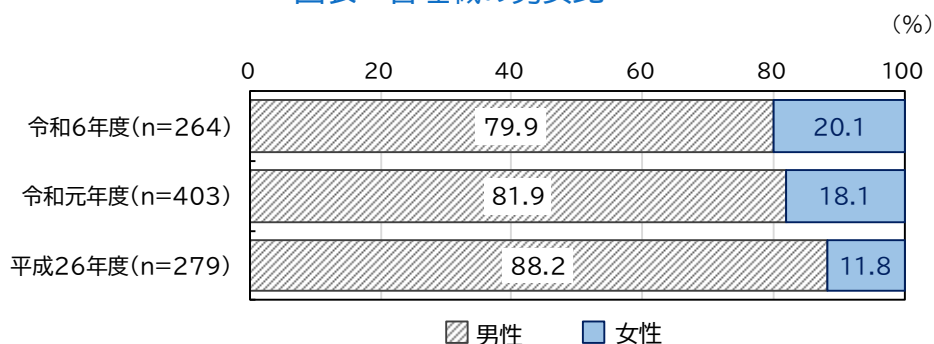
資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

③ 管理職の男女比

「令和6年度朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果から市内事業所における管理職の男女比についてみると、平成26（2014）年度の調査時には女性の管理職の割合は11.8%でしたが、令和6（2024）年度には20.1%を占めるなど、女性の管理職の割合は徐々に増加しています。

しかしながら、男性の管理職の割合と比較するとほぼ4：1（男性：女性）の比率で、いまだに格差の大きさが際立っています。

図表 管理職の男女比



※管理職の対象は、部長・課長相当職と係長相当職

資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

(4) ワーク・ライフ・バランスに関する状況

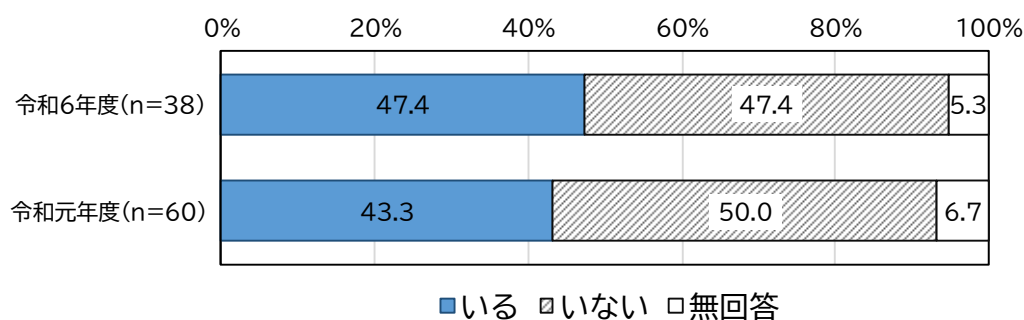
① 育児休業制度活用状況

「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」の結果から育児休業制度の活用状況についてみると、回答企業の47.4%で育児休業制度を利用した従業員がいることがわかります。

また、育児休業制度を利用した従業員の性別をみると、令和元（2019）年度の調査時には69.2%の企業では女性の従業員のみ利用でしたが、令和6（2024）年度には女性のみ利用は38.9%に減少し、男女ともに利用した企業が44.4%に増加していました。男性のみ利用した企業16.7%を合わせると6割以上の企業で男性従業員が育児休業制度を利用しています。

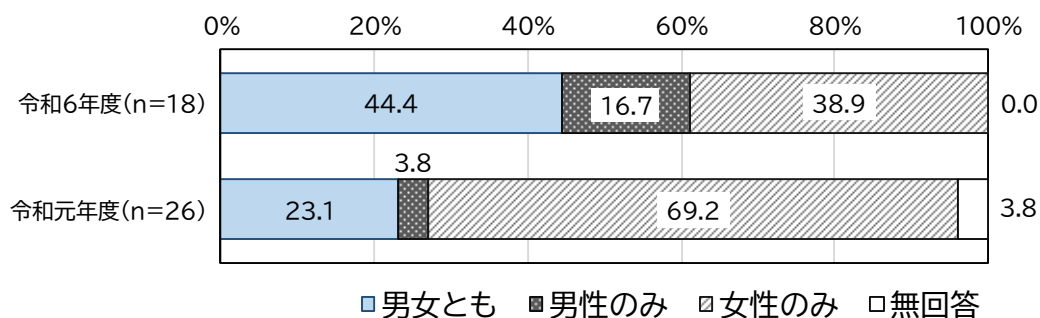
これは、男性の育児休暇取得を促進する改正育児・介護休業法が令和4（2022）年に施行されたことが背景にあると考えられます。

図表 育児休業制度を活用している従業員の有無



資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

図表 育児休業制度を活用している従業員の性別



資料：朝霞市男女平等に関する事業所アンケート

② 1週間の過ごし方

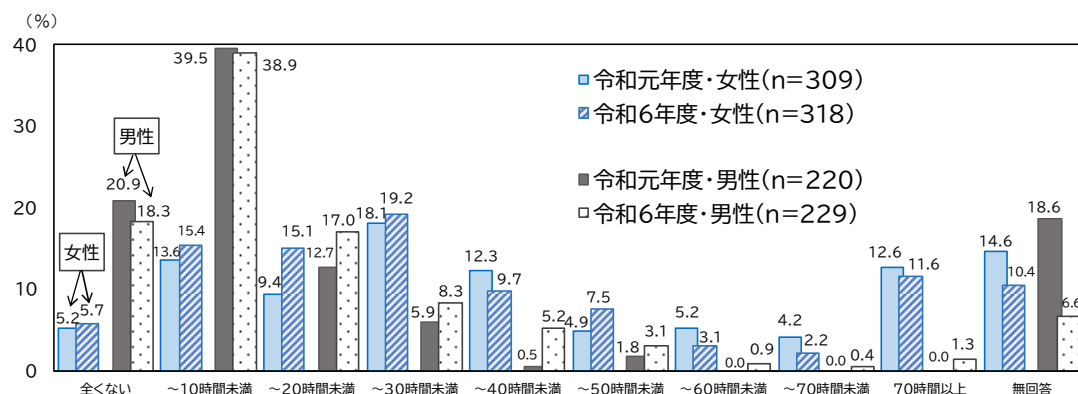
「令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査」の結果から、「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」と「収入を得るための労働時間」の分布状況についてみていきます。

「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」について、男性は「全くない」が18.3%、「～10時間未満」の38.9%も合わせると約6割は10時間未満にとどまっていることがわかります。しかし、令和元年度の調査時と比較するとその割合はやや低下しています。

一方、「収入を得るための労働時間」については、女性は「全くない」が24.8%で最も多くなっています。令和元年度と比較するとその割合は低下しています。男性は「～50時間未満」が25.8%で最も多くなっていますが、こちらも令和元年度よりも低下しています。全体として、女性は収入を得るための労働時間が増え、男性は減少している傾向が見られます。

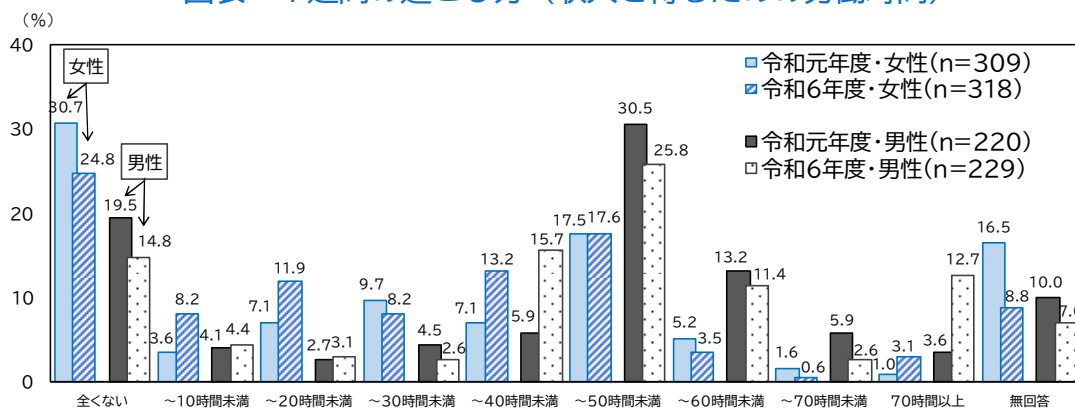
性別による偏りについては、やや是正する動きはあるものの、あまり大きな変化は見られません。

図表 1週間の過ごし方（収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等））



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査

図表 1週間の過ごし方（収入を得るための労働時間）



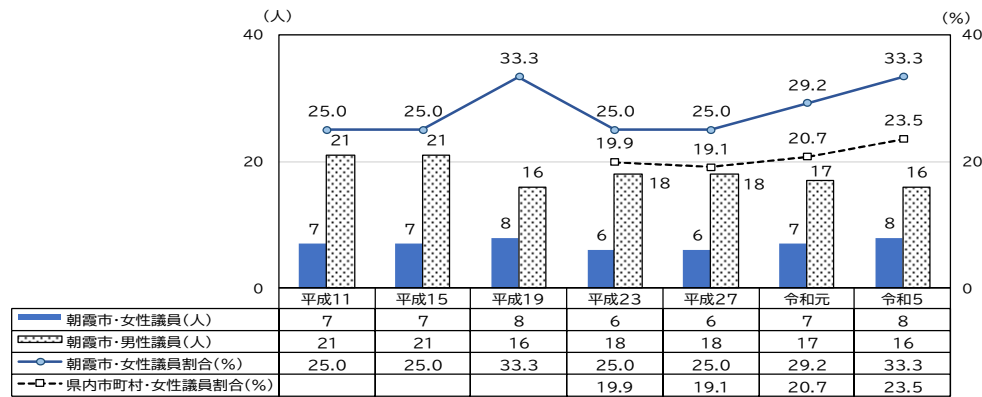
資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査

(5) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況

①市議会における議員の状況

本市の市議会における女性の議員については、近年では改選ごとに女性の議員数が徐々に増加しており、令和5年4月1日現在、市議会議員に占める女性の割合は33.3%となっています。埼玉県内の市町村議会全体の女性の議員の割合23.5%を上回る割合です。

図表 市議会全体に占める女性議員の割合



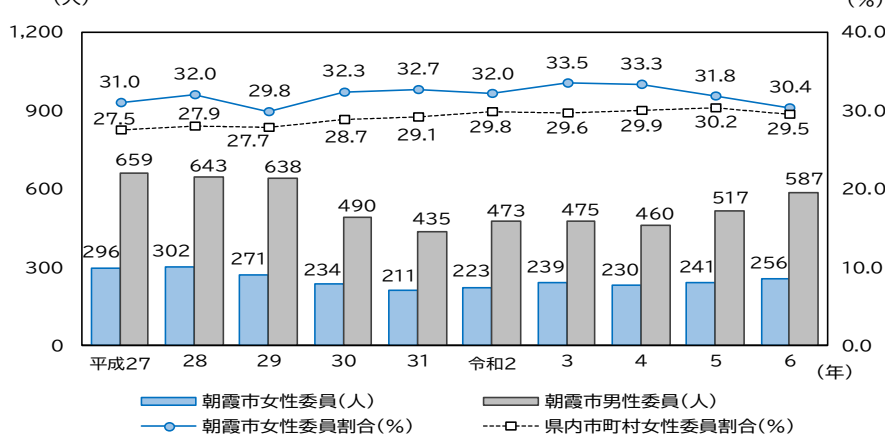
(朝霞市：各年12月現在、県内市町村：各年4月現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)
朝霞市男女平等推進年次報告書(朝霞市)

②審議会等委員の状況

審議会等委員に占める女性の割合については、近年では令和3(2021)年に33.5%であったのが最も高い割合でしたが、その後は徐々に割合が低下しており、令和6(2024)年には30.4%となっています。女性の審議会等委員数は増加していますが、それ以上に審議会等委員数全体が増加しているためとみられます。

図表 審議会等委員に占める女性の割合



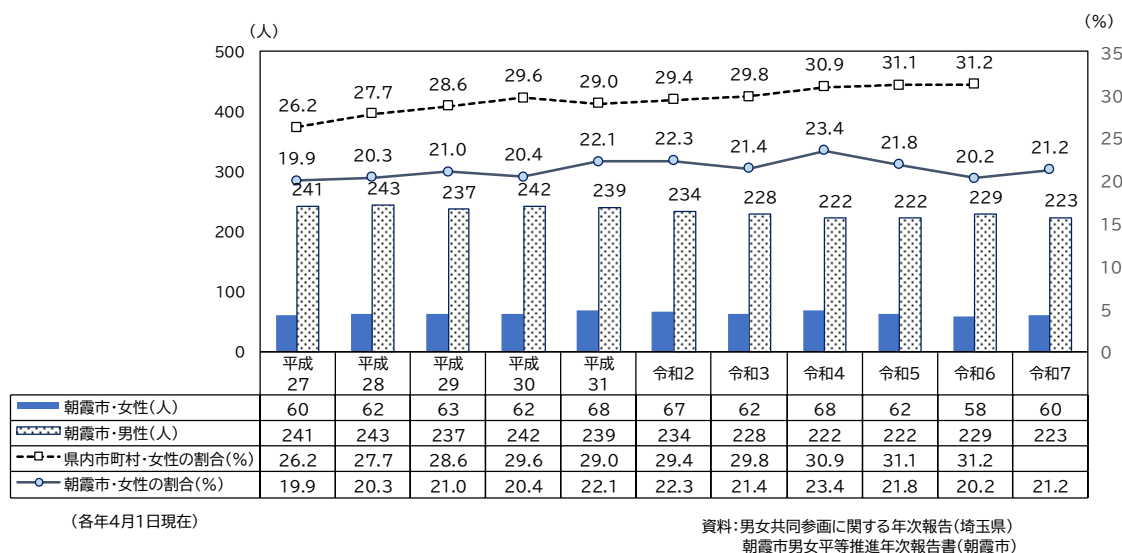
(各年4月1日現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

③市職員における管理監督職の状況

市職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合は、近年では20%台が続いています。埼玉県各市町村全体の女性の管理職の割合と比較すると、どの年においても下回っています。

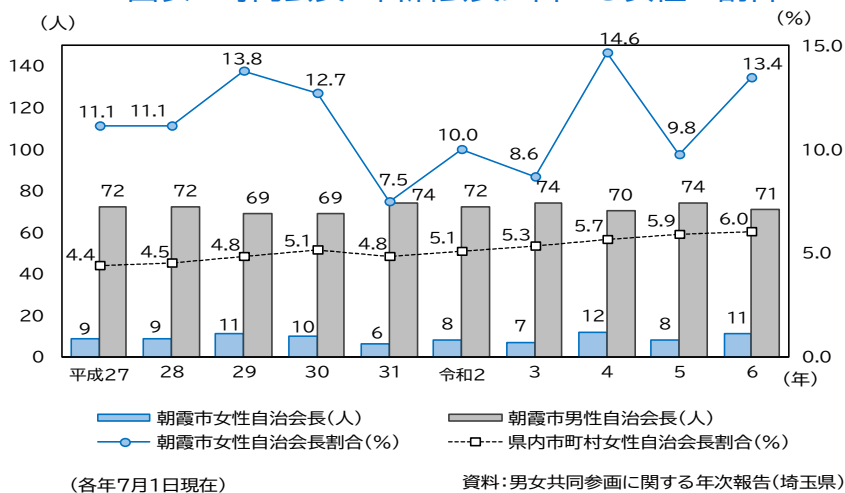
図表 市職員の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合



④町内会長・自治会長の状況

町内会長・自治会長に占める女性の割合は年ごとに変わっていますが、いずれの年においても埼玉県の市町村全体の女性の自治会長割合を上回っています。令和6（2024）年7月1日現在の市内の女性の自治会長は11人で全体に占める割合は13.4%となっています。長期的な傾向をみると細かな増減はありますが、ほぼ横ばい状況であるといえます。

図表 町内会長・自治会長に占める女性の割合



2 第2次朝霞市男女平等推進行動計画における取組

(1) 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画に基づく取組状況

① 施策目標1－男女平等の意識の浸透

○ 施策の方向1－1 男女平等の現状把握と将来像の提案

- ・ 様々な機会におけるパネル展示、広報・ホームページ・男女平等推進情報「そよかぜ」等を通じて、広く市民に向けて男女平等の意識醸成を図りました。また、リーフレットを新たに作成し、男女共同参画の情報発信に努めました。
- ・ 男女平等に関する資料や関連図書を収集し、貸し出すなど、積極的な情報提供を図りました。
- ・ 市職員に対して「朝霞市庁内男女平等推進指針」についての周知を図りました。また、職員向け研修や男女平等推進庁内連絡会議など、様々な機会を活用して男女平等の視点を取り入れた取組を行うよう周知を図りました。

○ 施策の方向1－2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

- ・ 男女平等推進庁内連絡会や新規採用職員研修などにおいて、男女共同参画の視点による言葉やイラスト等の表現方法についての周知を行いました。また、女性センター登録団体によるジェンダーに関する低年齢向けの講座の実施など、幅広い層に対して男女平等の視点に立った表現に関する啓発を行いました。
- ・ 学校においては、総合的な学習の時間や特別活動を活用して男女平等教育を推進しています。
- ・ 男女平等推進情報「そよかぜ」の企画・編集や「あさか女と男セミナー」の企画・運営、パープルリボンキャンペーンイベント等様々な事業において市民との協働を推進し、市民との連携及び地域人材の育成を支援しています。

② 施策目標2－自己実現へ向けた学習機会の充実

○ 施策の方向2－1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

- ・ 「あさか男女の輪リンク集」に国の女性応援ポータルや女性活躍支援のサイトなど自己実現につながるサイトの情報をまとめて掲載するなど、ライフコースの選択を支援する情報の提供を行っています。
- ・ 女性センター内の情報・交流コーナーに、男女平等に関する書籍や他自治体の情報誌を配架したり、子育て支援や就職支援に関する事業情報のほか、女性センター

登録団体の事業などについても提供・情報発信を行うなど、広く学習機会の充実に努めました。

○ 施策の方向２－２ 能力の開発と活動の支援

- ・就業や起業支援に関する情報について、女性センター及び市公式ホームページで周知を行いました。
- ・サマーフェスティバルやパープルリボンキャンペーンイベント等において市民団体の企画・運営による参加型講座を開催するなど、活動の支援となる機会の提供を行いました。

③ 施策目標３－多様性の尊重と理解促進

○ 施策の方向３－１ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

- ・若年層（市内小学５年生～中学３年生）に向けて、性犯罪・性暴力にあわないためのリーフレット等を継続的に配布して、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識啓発を図っています。
- ・また、市民の認知度が低い「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関するおとどけ講座を準備し、周知を図っています。
- ・市民意見交換会「ＡＳＡＫＡ健康ラウンジ」や健康づくり講演会を継続的に実施し、市民への健康づくりの普及を図っています。実施にあたって男女平等の視点及び多様性の尊重を意識しました。

○ 施策の方向３－２ 性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）等に配慮した啓発の推進

- ・ＬＧＢＴＱ当事者の講師を招いた「あさか女と男セミナー」を開催したり、多様性の尊重と理解促進に向けて新たにリーフレットを作成するなど、意識啓発に努めました。
- ・学校においては、性の多様性に係る相談対応ハンドブックや「『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレット」等を教職員に配布したり、性の多様性を尊重する教育実践のための教職員研修を実施するなど、教職員に向けた支援を推進しています。また、市内在学高校生を対象にＳＯＧＩＥに関するリーフレットを配布し、性的指向・性自認に関する理解を深めるよう意識啓発を推進しました。
- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の開始にあたって、制度の周知に努めると同時に、関連機関や近隣市、市内事業所等との連携強化に努めました。

④ 施策目標４－異性間やパートナーからの暴力の根絶

○ 施策の方向４－１ 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

- ・広報や市ホームページ、女性センターの情報・交流コーナーにおいて、女性に対する暴力をなくすことへの意識啓発を推進しました。また、パープルリボンキャンペーンについては、庁内の告知スペースや広報、ホームページ、駅前の電光掲示板、懸垂幕等を活用して広く意識啓発を図りました。
- ・こどもの性暴力被害予防については、４月の「若年層の性暴力被害予防月間」に市内の小学校、中学校、高校、子ども相談室に啓発のためのリーフレットやチラシを配布しました。

○ 施策の方向４－２ 相談体制の充実

- ・DV専門相談員による相談を継続的に実施しています。また、DV専門相談員やDV相談担当職員が各種研修に参加したり、相談員の研修・交流会を行うなど、相談業務を円滑に進めるための資質向上に努めました。
- ・男性のDV被害者は誰にも相談しないことが多いため、新たに男性トイレにもDV相談窓口のポスターを掲示して、男性被害者に相談を促す工夫を行いました。

○ 施策の方向４－３ 関係機関等との連携強化

- ・市及び外部の関係機関等で構成する「朝霞市DV対策等関係機関ネットワーク会議」を継続的に開催しています。
- ・DV被害者の保護体制の充実に向けて、緊急一時保護施設の確保のための取組を推進しています。

⑤ 施策目標５－女性の職業生活における活躍の推進

○ 施策の方向５－１ 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

- ・男女平等推進庁内連絡会議において、市が率先して男女平等を推進するような意識啓発を実施しました。さらに、審議会等の構成員に係る女性委員の登用の促進に関して全庁に向けて認識の共有化を図りました。
- ・庁内での男女共同参画推進については、女性の職員に向けてキャリアデザイン研修を実施したり、外部機関のリーダーシップ講座に毎年女性職員１名を派遣するなどの取組を行って、女性職員のキャリアアップ支援を推進しています。また、配偶者が出産した男性職員に対して、育児休暇等の取得についての働きかけを行って、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に支援しました。

- ・就業上での女性の活躍推進については、市ホームページのコラムで女性の就業状況やポジティブアクションについて取り上げたり、商工会へのチラシ配布や市民活動団体向けのメールマガジンを通して男女平等推進顕彰制度の周知を図りました。

⑥ 施策目標 6－地域団体や事業所における男女共同参画の推進

○ 施策の方向 6－1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

- ・「あさか男女の輪サイト」や女性センターの情報・交流コーナー、男女平等推進情報「そよかぜ」や広報あさか等を通じて、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスに関する情報、男性の育児休業制度取得に関する情報等を提供しました。
- ・男女格差がない職場づくりの促進については、女性キャリアセンターの在宅ワーク相談や就職支援セミナー等の情報を提供したり、そのほか就労に関する情報を「あさか男女の輪サイト」を通じて提供しています。また、就労関連の情報については、産業振興課や商工会とも連携して広く周知しています。

○ 施策の方向 6－2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

- ・女性視点で作成した「避難所運営における防災防犯マニュアルカード」、「女性や子どものための防災防犯マニュアルカード」及び「女性のための帰宅困難マニュアルカード」を担当課を通じて提供したり、新規採用職員研修で配布するなど、避難所で速やかな活用が行えるよう広く周知を図りました。

(2) 指標・数値目標達成状況

施策 目標	施策の方向	指 標	数値目標			現状値 (R7)	達成度	評価資料
			当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)			
1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	10.9%	↑	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	26.4%	↑	市民意識調査
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女(ひと)の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	1.8%	↓	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50代)の割合	11.5%	7.1%	20%	13.8%	↑	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	8.4%	↑	市民意識調査
	★3-2 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進	「SOGI(ソジ)」という言葉を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	13.7%	↓	市民意識調査

施策 目標	施策の方向	指 標	数値目標			現状値 (R7)	達成度	評価資料
			当初値 (H26)	中間値 (R元)	目標値 (R7)			
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶	4-1 意識の啓発と 情報の提供及 び未然防止	「配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護等に関する 法律(DV防止法)」 を知っている市民 の割合	86.1%	87.6%	100%	90.7%	↑	市民意識調査
	4-2 相談体制の充 実	市のDV相談(配偶 者暴力相談支援セ ンター)を知ってい る市民の割合	33.4%	27.4%	70%	29.3%	↑	市民意識調査
5 女性の職業生活における活躍の推進	★5-1 政策・方針の 立案や決定過 程への男女共 同参画の推進	市職員の女性管理 職員の割合	17.0%	20.7%	25%	23.2%	↑	朝霞市男女 平等推進 年次報告書
	5-1 政策・方針の 立案や決定過 程への男女共 同参画の推進	各審議会等での女 性委員登用率が3 0%以上の審議会 等の割合	47.2%	47.3%	70%	53.2%	↑	朝霞市男女 平等推進 年次報告書
6 地域団体や事業所における男女 共同参画の推進	6-1 仕事と家庭・地 域活動との両 立支援	「ワーク・ライフ・バ ランス」をよく知っ ている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	62.3%	↑	市民意識調査
	★6-2 地域活動や自主 防災組織等にお ける男女共同参 画の推進	自治会や町内会の 活動に参加してい る人の割合	21.0%	18.3%	25%	14.0%	↓	市民意識調査

第3章 基本計画

- 1 ジェンダー平等の推進
- 2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶
- 3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実
- 4 女性のエンパワーメントの推進
- 5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 6 多様な生き方の尊重と理解促進

1 ジェンダー平等の推進

●1-1 男女平等の意識の啓発

◎ 現状と課題

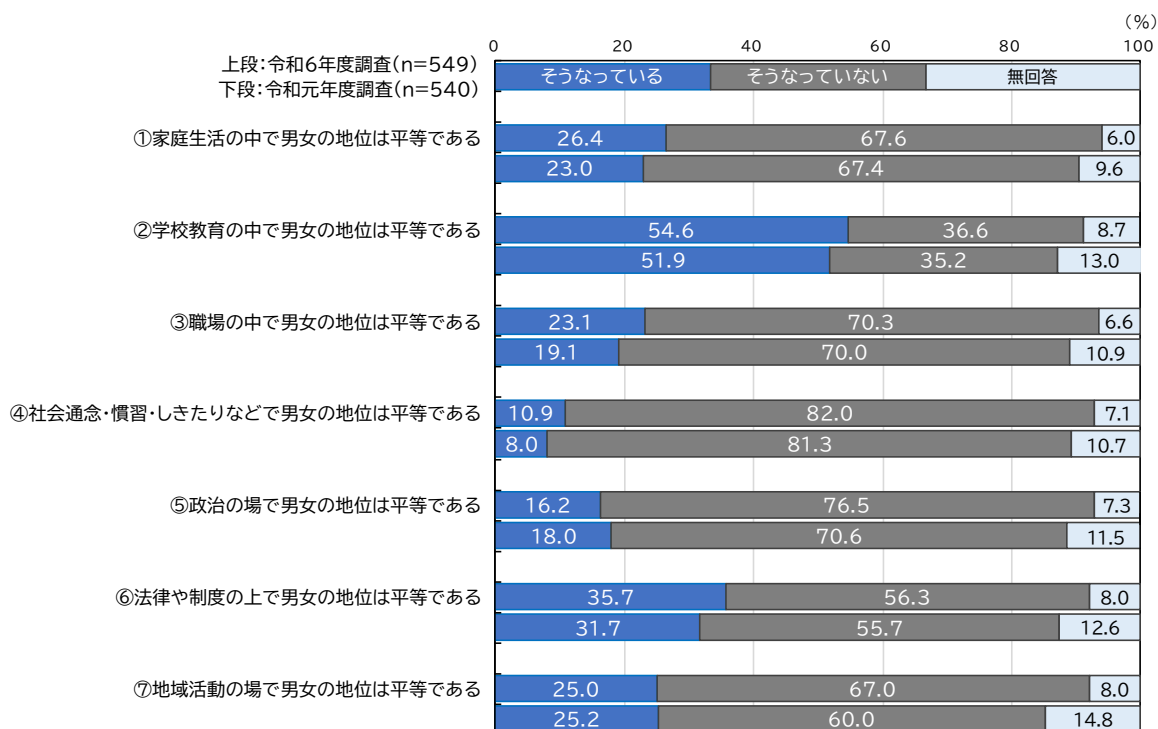
「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年に成立し、本市においても「朝霞市男女平等推進条例」を制定し、「朝霞市男女平等推進行動計画」の改定を重ねながら男女平等社会の実現を目指してきました。

夫婦等で家事を共に担ったり、共働き世帯が増加するなど、男女がその個性と能力を発揮しつつ、共に責任を分かち合う意識が根付きつつあると感じられます。

しかしながら、令和 6（2024）年度に実施した市民意識調査結果によると、様々な分野において男女の地位がいまだ平等になっていないと感じる市民は過半数を占めています。中には、政治分野のように男女平等感が令和元（2019）年度よりも後退している分野もあるなど、男女平等社会の実現に向けては改善段階にあります。

今後、どの分野においても誰もがその意欲と能力を生かして共に参画していけるように、意識啓発はもとより環境の整備や能力開発のためのさらなる支援等が必要です。

図表 男女共同参画社会のイメージ（経年変化）



資料:朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○男女平等が実現したイメージの提案を行う

男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、様々な機会や媒体等を活用しながら具体的に提案していきます。

○アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識を醸成する

家庭や地域・職場などに潜む無意識の固定的性別役割分担意識について気づきを促し、ジェンダー平等を実現するための意識の醸成を図ります。

また、男女平等苦情処理委員や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

指 標	数値目標		評価資料
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	10.9%	20%	

●1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進

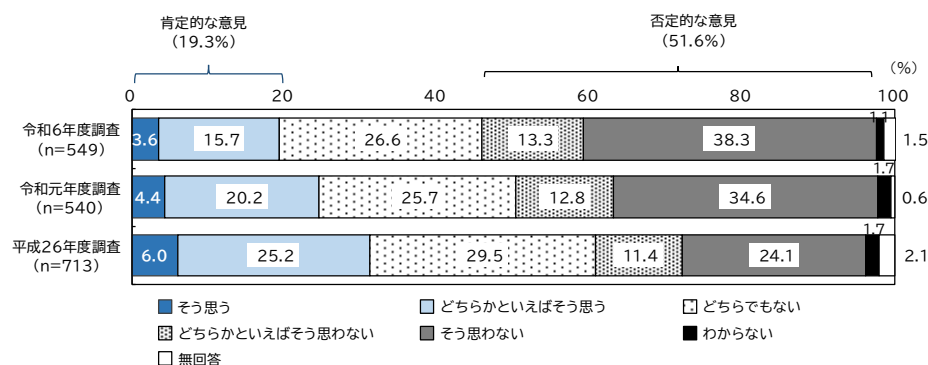
◎ 現状と課題

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分業意識を肯定的に考える人は平成26年度調査時には31.2%でしたが、令和元年度調査時には24.6%、令和6（2024）年度調査時には19.3%と徐々に減少していき、固定的な性別役割分業意識の解消は徐々に進んでいることがうかがえます。

しかし実際には、家庭においては食事のしたく、そうじ、洗濯などの家事や育児、高齢者の介護を担っているのは女性が多く、職場においては非正規雇用比率や平均賃金、管理職など様々な点で男女の格差が際だっているなど、依然として社会全体の体制は性別による固定的な役割分業意識の影響が色濃く残っています。また、小学生・中学生・高校生意識調査によると、周囲の人から男らしく、もしくは女らしくするように言われることがある中学生や高校生は約3割にのぼっており、こどもの頃から性別による固定的な役割分業意識を刷り込まれる環境は依然として残されています。

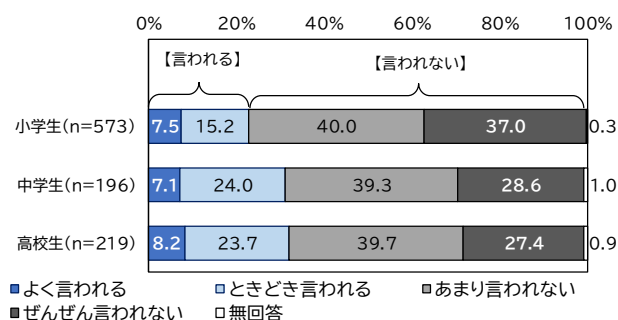
男女平等の意識を育むには、幼少期からの教育や意識の醸成が重要な役割を果たします。そのためには、学校教育の場や家庭や地域などこどもの身近な環境だけでなく、メディアやSNSにおいても、性別にかかわらず個性や能力を発揮し、共に責任を担っていくことが広く認識される必要があります。

図表 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（経年変化）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 周囲の人から「男らしく、女らしく」するように言われること（小学生・中学生・高校生）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○男女平等の視点に立ち、分かりやすい表現で情報発信を行う

埼玉県や市の「表現ガイド」等を活用して、市の広報活動や刊行物において男女平等の視点に立った分かりやすい表現を徹底します。

また、市民や市内の団体、事業者等に対して、男女平等の視点に立った表現の重要性について広く周知を図ります。

○社会情勢に合わせた学校への情報提供を行い、男女平等の意識づくりを推進する

児童・生徒や教育関係者に対して社会情勢に応じた情報を積極的に提供し、ジェンダー平等の意識づくりと個人の能力と個性に応じた学習や指導等を推進していきます。

○男性の家事・子育て・介護への参加を促進する

料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

また、市内事業所に対して、男性の育児・介護休業取得を促進するよう制度の周知を図ります。

○男女平等を推進する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、市民との協働事業を通じて人材の育成を図ります。

また、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成と活用を図ります。

指 標	数値目標		評価資料
1 週間の過ごし方のうち、収入に直接つながらない労働時間（家事・育児など）が「全くない」とする男性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	18.3%	5%	

● 1-3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

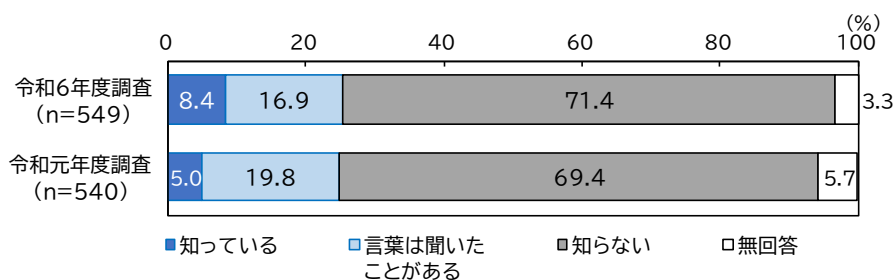
◎ 現状と課題

令和6（2024）年度実施の市民意識調査によると、「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」という言葉については、約3割の人にしか認知されていない状況です。小学生・中学生・高校生意識調査でも「知らない」という回答が過半数を占めます。

しかし、実際には学校現場においては、自分や相手の性の尊厳を守るための「生命（いのち）の安全教育」や性感染症や薬物中毒の弊害を学ぶ機会などがあり、「性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する考え方の一部が提供されています。そのほか、SNSや出版物等様々な媒体を通じて性教育に関する情報に触れる機会も増えています。こうした様々な情報や機会も活用しながら、すべての人々が自分や他の人の性を尊重し、生殖に関する自己決定権を持ち、安全に妊娠・出産する権利を持っているということが周知される必要があります。

また、女性と男性では妊娠・出産等の生殖の機能が異なり、身体の大きさにも違いがあるなど、健康面でそれぞれの特性に応じた配慮を必要としています。年齢に応じて健康のあり方が大きく変化することもあり、男女がお互いの身体的な違いを理解し、思いやりを持って生きることが必要となります。

図表 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の言葉の認知度（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利の考え方の周知啓発を行う

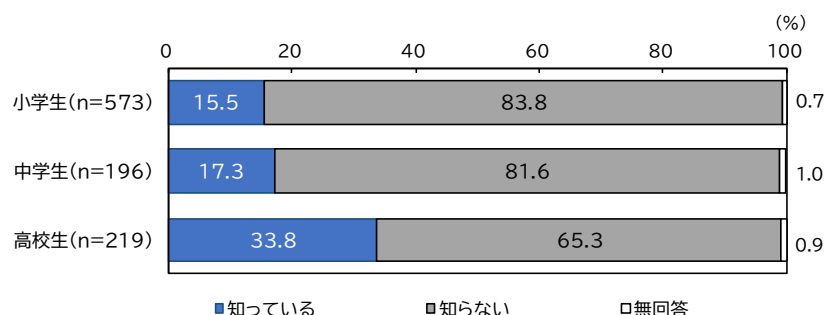
あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について関心を高め、正しい知識が得られるよう、様々な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

○生涯にわたる健康づくりの支援を充実させる

性別やライフステージごとの健康課題に関する情報の発信、健康教育の充実、健康診断等の実施など、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

図表 性と生殖（妊娠と出産）に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の言葉の認知度（小学生・中学生・高校生）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	8.4%	20%	

2 パートナーや身近な人からの暴力の根絶

「DV防止基本計画」

●2-1 DV等の防止に関わる意識の啓発

◎ 現状と課題

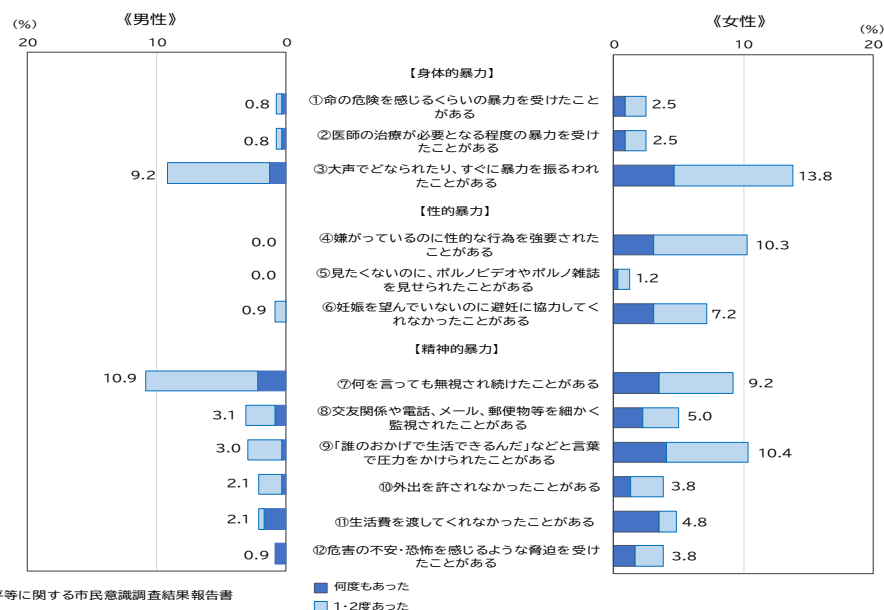
ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者等や恋人など親密な関係にある者、またはかつてそうした関係にあった者からふるわれる暴力を指します。

暴力の形態は幅広く、殴ったり蹴ったりするなど、直接物理的に力行使する身体的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要したり避妊に協力しないなどの性的暴力、大声でどなったり、実家や友人との交流を制限したり、生活費を渡さなかったり、何を言っても無視するなどの精神的暴力などがあげられます。また、複合的に暴力被害が起こることもあります。

配偶者等からの暴力は家庭内において行われるため、外部からは見えにくく潜在化しやすいという問題があります。また、加害者、被害者ともにその行為がDVであると認識していないケースも少なくありません。男女の力の差や社会的、経済的な格差等を背景に、男性よりも女性の方に被害者が多い傾向がありますが、近年では男性の被害者も増えつつあります。市民意識調査によると、「何を言っても無視され続けたことがある」という被害は女性よりも男性の方が回答率が高いという結果が出ていました。

DVは性別にかかわらず許されない犯罪であるという認識や必要な時には助けを求められる手段があること等を周知すると同時に、お互いの人権や生き方を尊重するという意識啓発を推進する必要があります。

図表 配偶者等から暴力を受けた経験



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○お互いの人権や生き方を尊重し合い、自分も大切にする教育を推進する

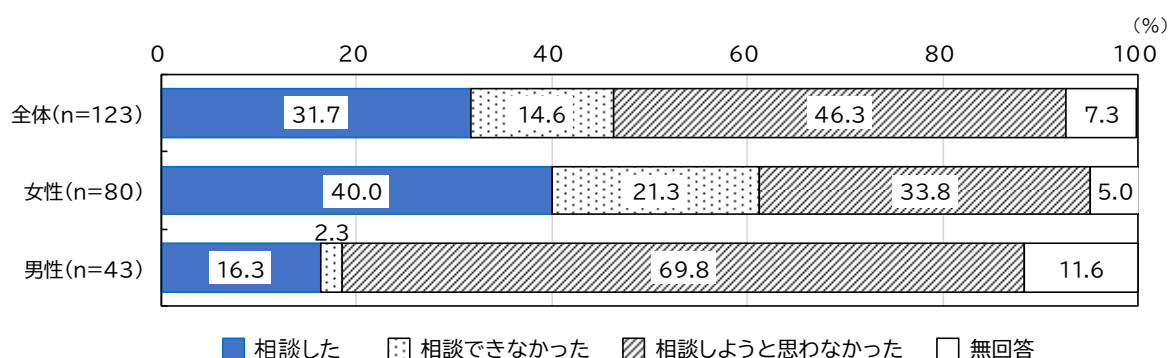
一人ひとりがお互いの人権や生き方を認め合い、自分も大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。

また、女性に対する暴力をなくす運動により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

○異性間やパートナーによる暴力が人権侵害であることの意識を浸透させ、暴力のない社会を実現する

家庭や学校において、デートDVの予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

図表 暴力を受けた時の相談の有無



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	31.7%	50%	

●2-2 DV被害者等の相談体制の充実

◎ 現状と課題

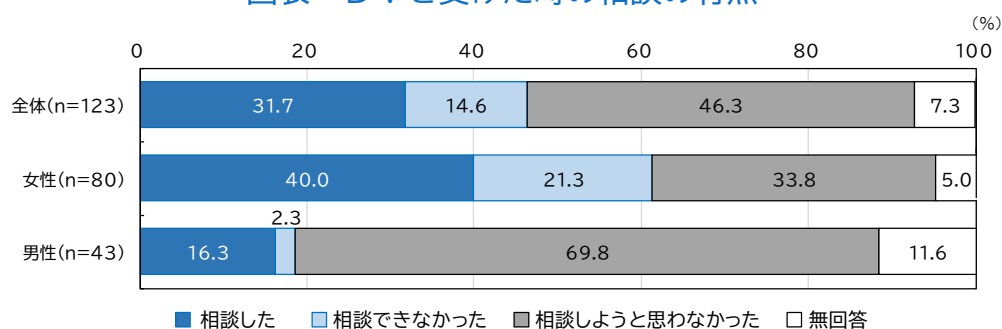
配偶者やパートナーから暴力を受けた時の相談窓口は、被害者をDVの加害者から保護し、安全な居場所の確保や自立支援等の入り口となります。そのためには、様々な相談窓口が広く周知されていることが重要です。

市民意識調査によると、DVを受けた時に相談した割合は令和元（2019）年度調査時よりは高くなっているものの、男女ともに半数以下にとどまっています。特に、男性は女性と比べて相談した割合が非常に低くなっています。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」などの回答率が女性よりも高く、男性は自身のDV被害を過小評価する傾向がみられます。

性別にとらわれず、DV被害者が相談窓口を利用できるようにするために、DVに関する認識を社会全体で深められるような意識啓発、相談窓口の周知、支援を行う関係機関について広く知ってもらえるような取組が必要といえます。

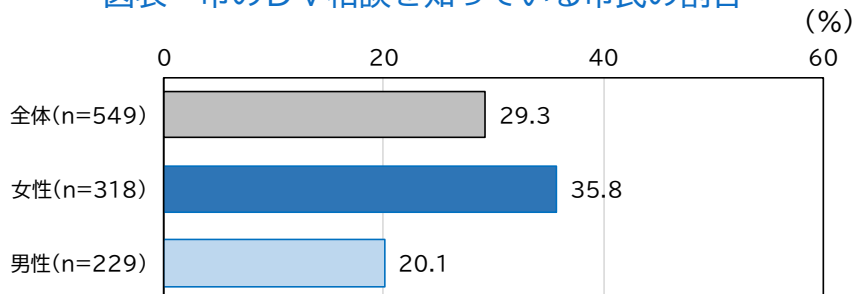
さらに、多様化する相談内容に対応するために、相談員のたえまない能力向上も重要です。

図表 DVを受けた時の相談の有無



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 市のDV相談を知っている市民の割合



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

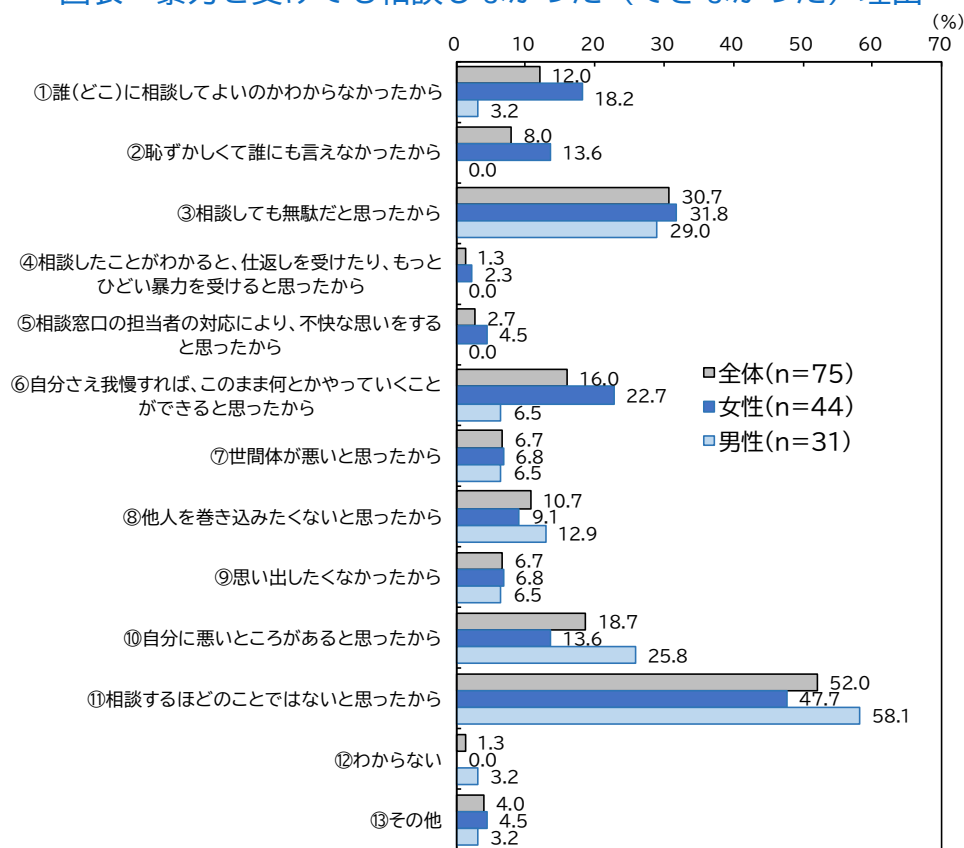
◎ 主な施策

○誰もが安心して利用できる相談先となるよう相談体制を充実させる

DV相談について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の資質向上を図り、相談体制を充実します。

また、市の相談窓口はもとより、そのほかの様々な相談窓口に関する情報を積極的に発信し、より多くのDV被害者が必要とする相談を受けられるよう促します。

図表 暴力を受けても相談しなかった（できなかった）理由



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	29.3%	70%	

●2-3 関係機関等との連携強化

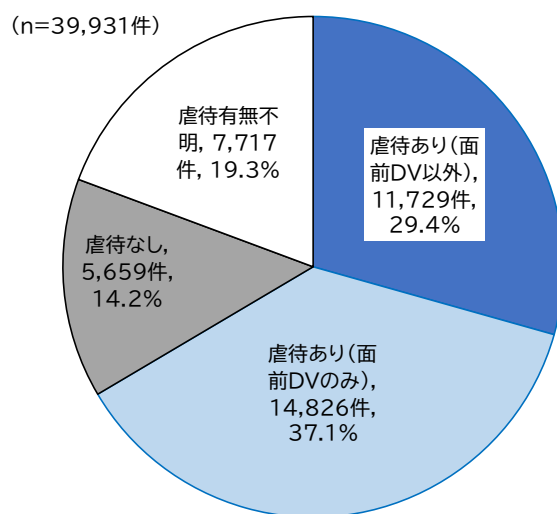
◎ 現状と課題

あらゆる暴力は犯罪であるという認識の下、DV被害者の保護や自立支援に向けた体制を整えることが重要です。

DV被害者は多くの場合、複合的な問題を抱えています。中でも、児童虐待も起きている割合は66.5%（令和3（2021）年度・内閣府男女共同参画局調べ）にものぼります。また、経済的な制約を受けているDV被害者も多いことから、安全な住居の確保や就労に関する支援等を必要とすることもあります。こうしたことから、庁内の各課はもとより、様々な関係機関と連携して支援にあたる必要不可欠となります。

さらに、令和6（2024）年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されています。パートナー等からの暴力だけではなく、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など多様かつ複合的な問題に悩まされている女性への支援においても、様々な関係機関と連携することがこれまで以上に必要とされています。

図表 DV被害における児童虐待の併発状況



※配偶者暴力相談支援センターへの相談内容をもとに、都道府県から報告された件数を整理。

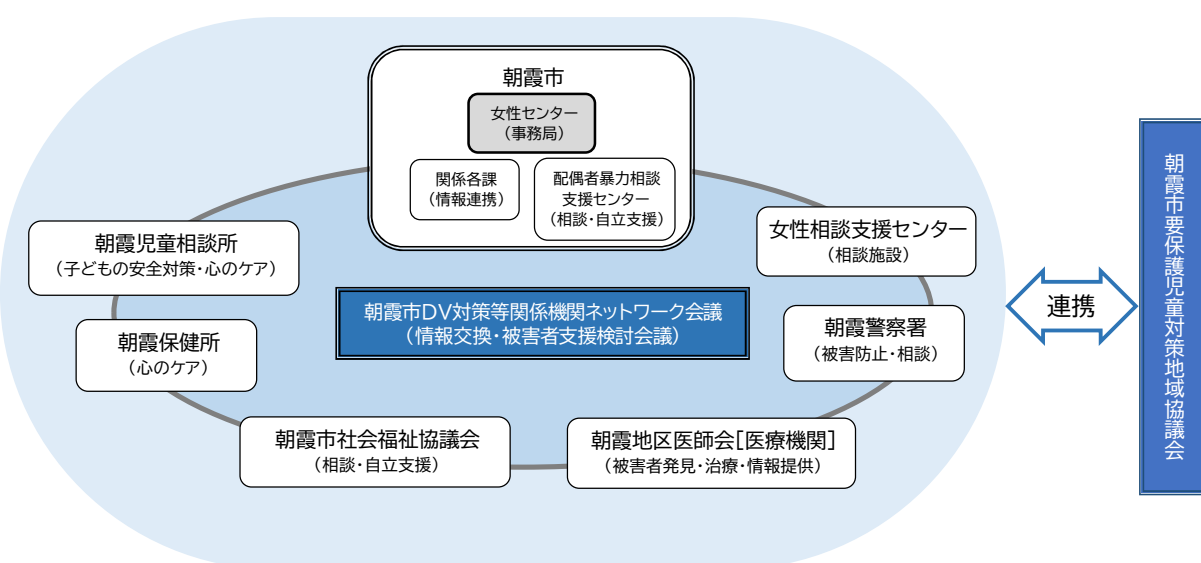
資料：令和3（2021）年度・内閣府男女共同参画局調べ

◎ 主な施策

○ DV 対策等関係機関による連携を強化し、DV等被害者支援の充実を図る

DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する相談・助言・保護・自立支援に関する情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、支援内容の充実を図ります。

図表 DV対策等関係機関ネットワーク



指 標	数値目標		評価資料
DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	1 回	適切な運営	

3 様々な困難を抱える女性に対する支援の充実

「困難女性支援基本計画」

●3-1 若年者が安心して暮らせるための支援

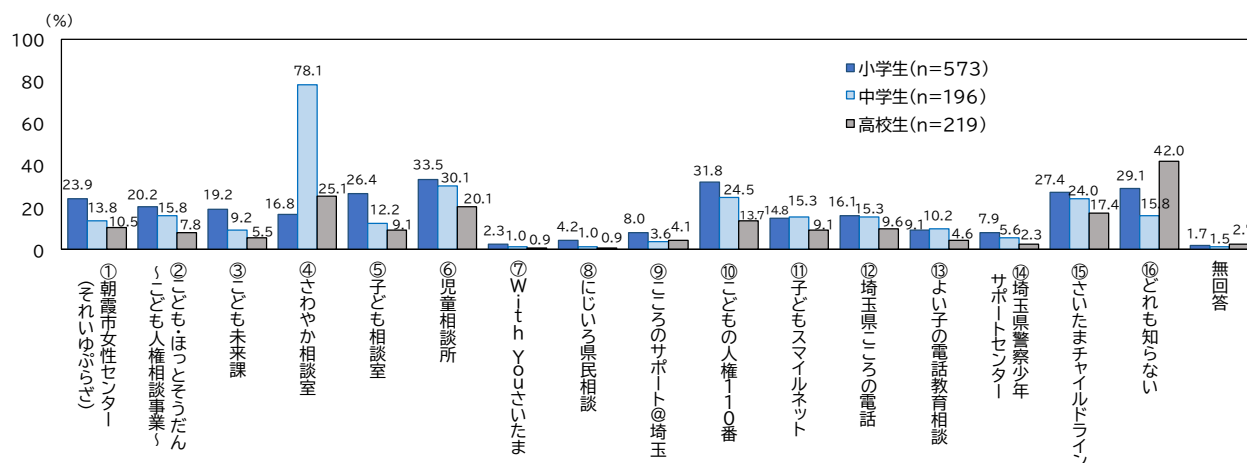
◎ 現状と課題

小学生・中学生・高校生意識調査によると、男性よりも女性の方が周囲からの性別による固定的な役割を押し付けられる割合が高い傾向がうかがえます。それによって将来の進路選択が狭まったり、家庭内のきょうだい格差、自己肯定感の低下等を引き起こし、若年女性の孤立化や経済的自立の阻害等につながる恐れがあります。

様々な要因から困難な状況を抱えている若年女性を支援するためには、民間団体を含む居場所づくり、育児・介護支援を含む福祉に関する支援、経済的支援、暴力や犯罪からの保護等、多面的な支援が必要となります。

必要な支援を着実に推進するためには、入口となる相談窓口の周知が必要不可欠です。小学生・中学生・高校生意識調査から、こども・若者向けの相談窓口の認知度をみると、「さわやか相談室」のように中学生の8割近くに知られている窓口もありますが、高校生は「どれも知らない」という生徒が4割以上にのぼっています。相談窓口の周知に工夫をほどこすと同時に、困難な問題を抱えていても助けを求められない人を相談につなげる取組も重要といえます。

図表 相談窓口の認知度（小学生・中学生・高校生）



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

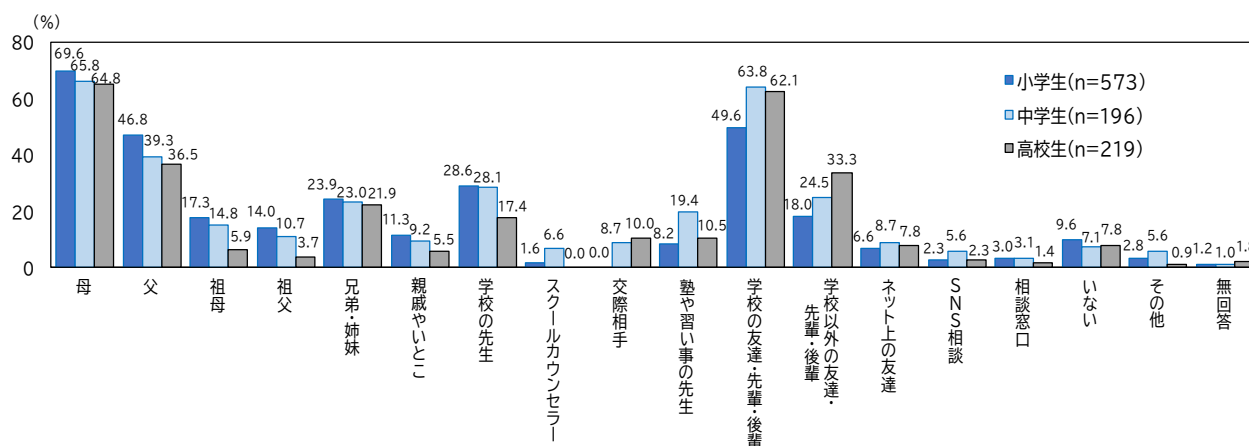
◎ 主な施策

○困難な問題を抱える女性への相談支援の強化・充実を図る

女性総合相談をはじめとする各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

また、若い世代も含めたあらゆる世代に向けて、各種相談窓口の周知を図ります。

図表 小学生・中学生・高校生の悩みや心配事の相談先



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する小学生・中学生・高校生意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
悩みや心配事がある時の相談先で「いない」と回答する割合	小学生 9.6% 中学生 7.1% 高校生 7.8%	0%	小学生・中学生・高校生意識調査

●3-2 困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備

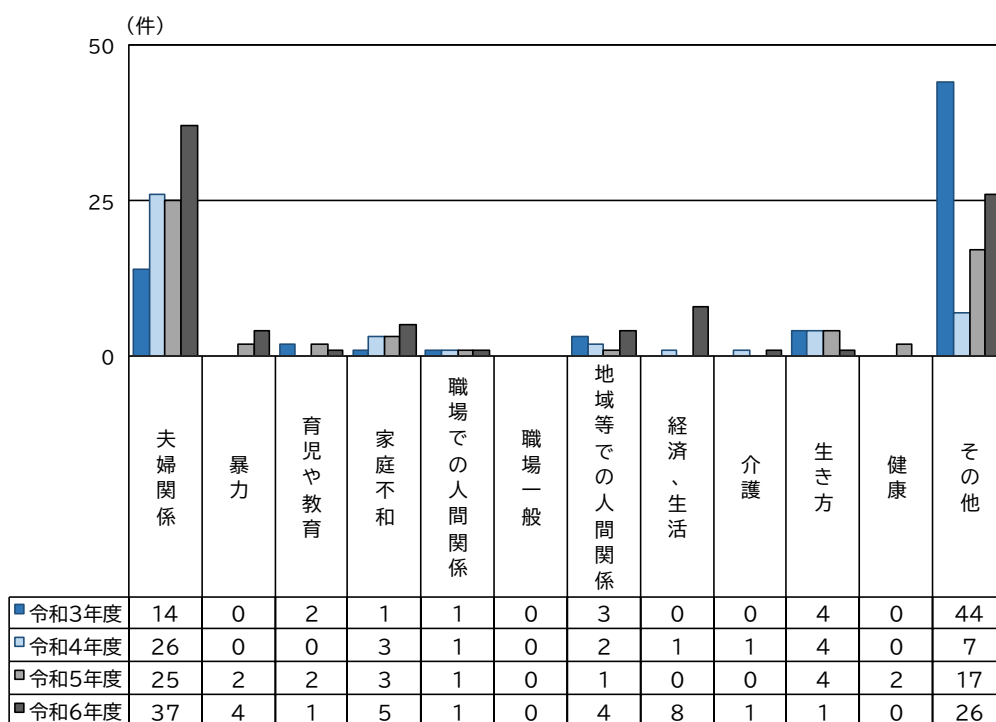
◎ 現状と課題

女性は、社会的・経済的な面において男性との間に格差があったり、社会全般に性別による固定的な役割分業意識が残っていることなどから、貧困や地域社会からの孤立、安全な生活環境からの阻害など、様々な生活上の困難に直面している人がいます。中には複合的な問題に悩まされている人もいます。本市においてもDV相談に寄せられるのはDVに関する相談のみならず、その内容は多岐にわたります。

令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症流行をきっかけに、これまで見過ごされてきた困難な状況に苦しむ女性の存在が顕在化しました。その後、令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、経済的困窮や家庭内暴力、性暴力、精神疾患等複合的な問題を抱える女性を支援するための国や地方公共団体の責務が示されました。

市としては、困難な問題を抱える女性に寄り添える相談窓口を広く周知し、時には支援を必要とする女性に積極的にアプローチする必要があります。また、複合的な問題に対応し、多様なニーズに応えられるように、埼玉県や関係機関、民間団体等と緊密に連携することが求められます。

図表 女性総合相談の相談内容別件数



資料：朝霞市男女平等推進年次報告書（令和7年度版）

◎ 主な施策

○アウトリーチなどにより早期に把握する

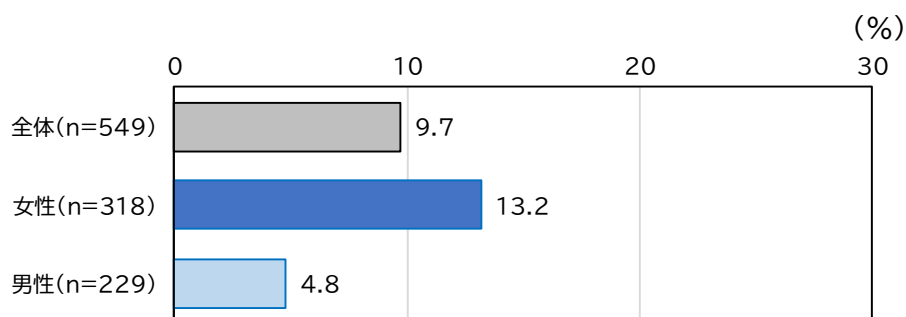
地域において困難な問題を抱える女性をいち早く見つけるために、民生委員・児童委員など地域の様々な人材を活用し積極的な働きかけを推進します。

また、そのほかにもスクールカウンセラーや保健師等多くの市民に接する機会のある職種の人に対して、困難な問題を抱える女性が相談につながるよう促します。

○女性相談支援員の資質を向上する

困難な問題を抱える女性に寄り添い、適切な支援につなげられる専門的な知識、経験を有する女性相談支援員を配置します。また、必要に応じて女性相談支援員の知識や技能の向上のため、研修の受講や関係機関等との協力関係構築への支援を行います。

図表 女性総合相談を知っている市民の割合



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
	当初値(R7)	目標値(R17)	
女性総合相談を知っている市民の割合	9.7%	20%	市民意識調査

4 女性のエンパワーメントの推進

「女性活躍推進計画」

●4-1 女性の就業生活における活躍の推進

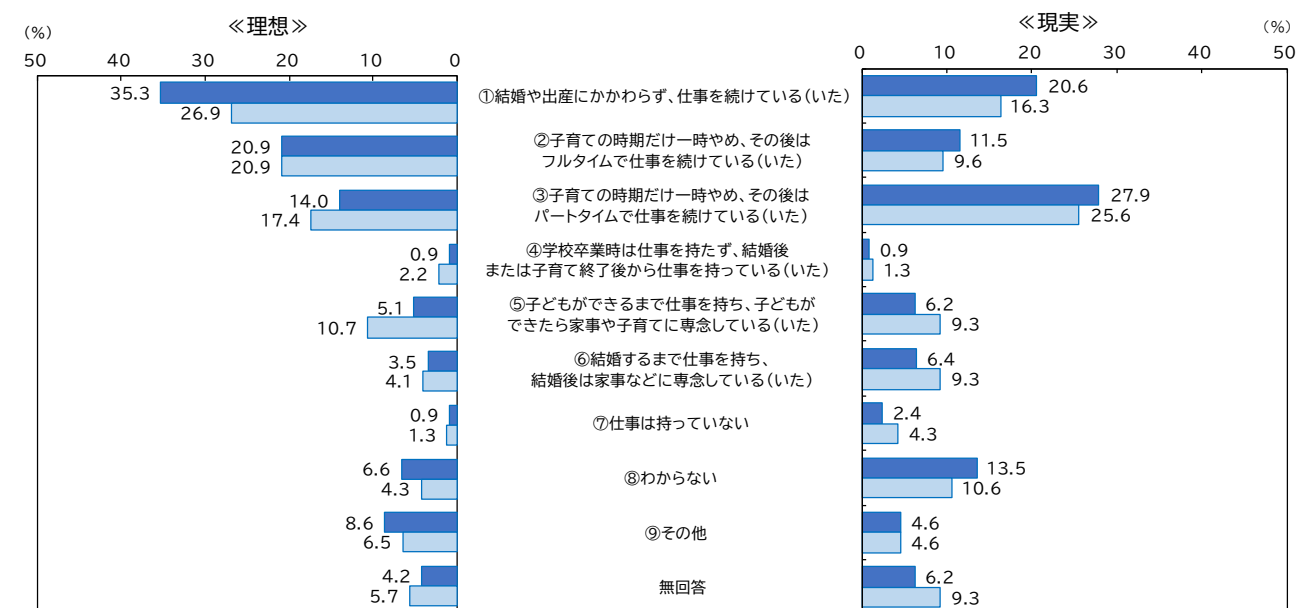
◎ 現状と課題

令和元（2019）年度実施の市民意識調査結果と比較すると、女性の働き方（現実）については、結婚や出産を契機に家事や子育てに専念している割合は減少し、その後も様々な形で仕事を続けている割合が増加しています。

また、法制度の面では、育児・介護休業法の改正によって男性の育児休業取得が促進されたり、女性活躍推進法の改正によって101人以上の企業では男女の賃金の差異や女性の管理職比率の公表が義務付けられたりするなど、女性の就業生活を取り巻く状況は年々変化しつつあります。

しかし、結婚、出産・育児などのライフイベントを理由とした女性の労働力率の低下は緩和されてきたものの、仕事と家庭生活の両立についての課題は依然として残っています。市民意識調査で、働きたいと希望している女性に仕事に就く上での困っていることを質問したところ、求人募集における年齢や資格等の制限、勤務時間や給料、雇用時間等の条件が壁になっているという回答が多く寄せられました。女性が働きやすい環境の整備のためには、企業側の配慮が重要な役割を持っていることがうかがえます。

図表 女性の働き方（理想と現実／経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

■ 令和6年度調査(n=549) □ 令和元年度調査(n=540)

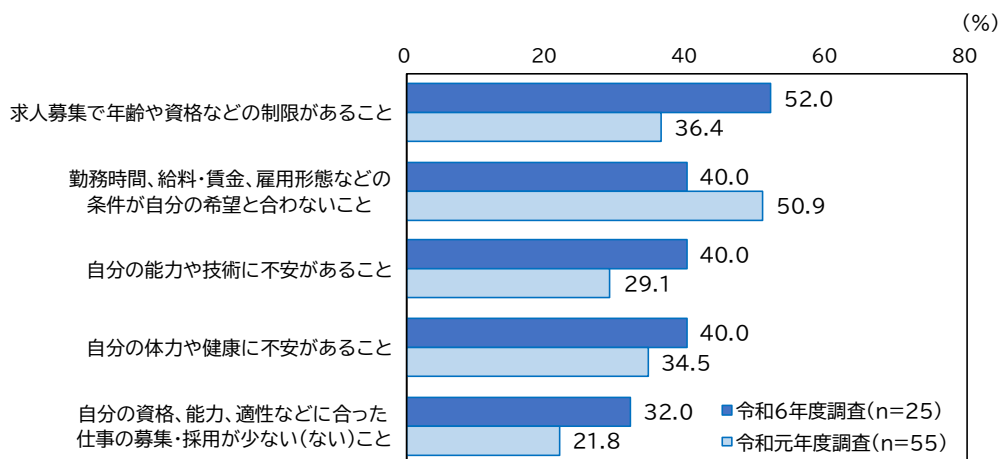
◎ 主な施策

○様々な就業形態における女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

図表 仕事に就く上で困っていること【上位5位】（女性／経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないことと回答する女性の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	40.0%	10%	

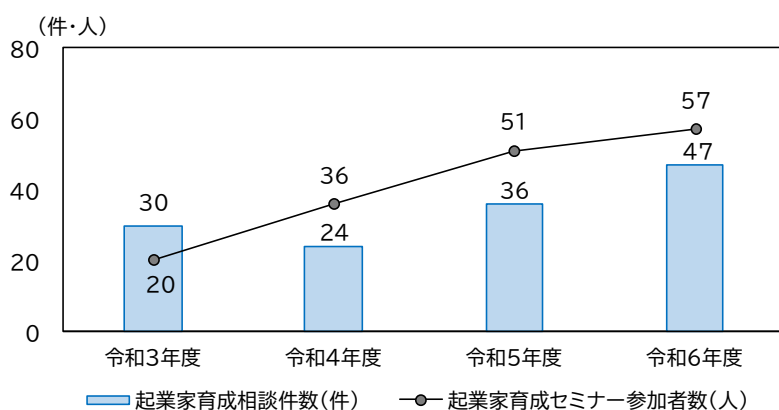
●4-2 多様なライフコース選択の情報と機会の提供及び活動の支援

◎ 現状と課題

女性は結婚や出産などライフステージの変化をきっかけに離職することが多いため、その働き方は多様です。再就職や起業、キャリアアップなど女性の新たなチャレンジを後押しするために、能力開発の機会が十分に用意されていることや女性が活躍しやすい環境を整備することが重要な要素です。本市では起業を目指す人向けに起業家育成相談や起業家育成セミナーを実施しており、どちらも年々利用者が増加しています。今後とも多くの人のニーズに応えるために、内容の充実と関係機関も含めた幅広い情報の提供が必要となります。

また、働く人や起業家同士のネットワーク構築を支援することや、NPOと協働して事業を推進することは、個人や団体のエンパワーメントにもつながります。セミナーや講座、研修等の学びの機会を広く提供すると同時に、活動機会を充実する取組が必要とされます。

図表 起業家育成相談件数と起業家育成セミナー参加者数（経年比較）



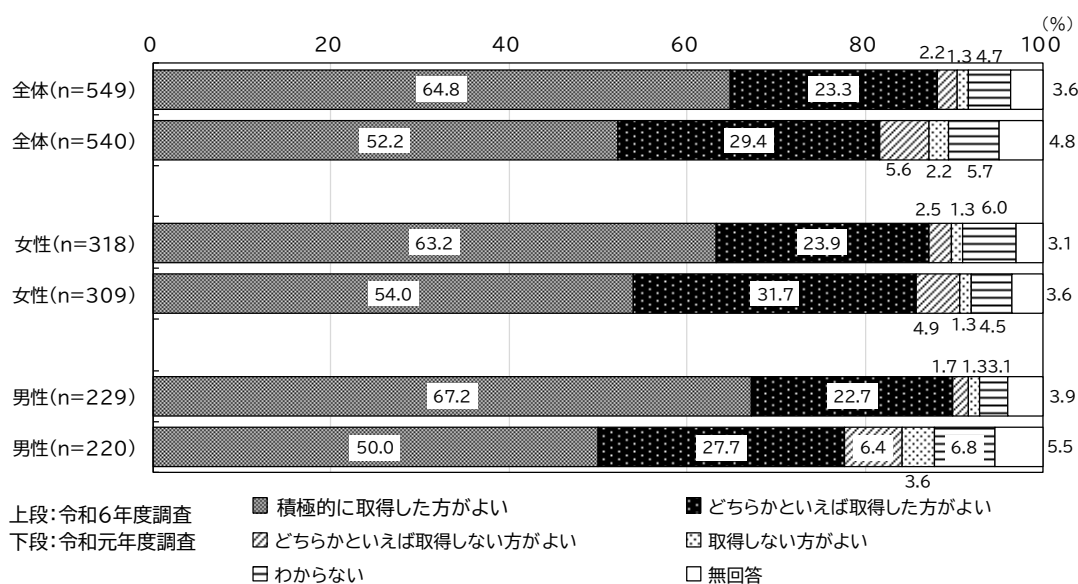
資料：朝霞市男女平等推進年次報告書

◎ 主な施策

○自己実現に向けた情報の提供や学習機会の充実を図る

男女平等社会の実現を目指すための関連図書等の情報を充実し、市民に向けて積極的な情報提供を推進します。また、能力開発を支援するための各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

図表 男性の育児休業の取得について（経年比較）



指 標	数値目標		評価資料
育児休業制度を活用している男性従業員の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	事業所アンケート
	20.9%	50%	

●4-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

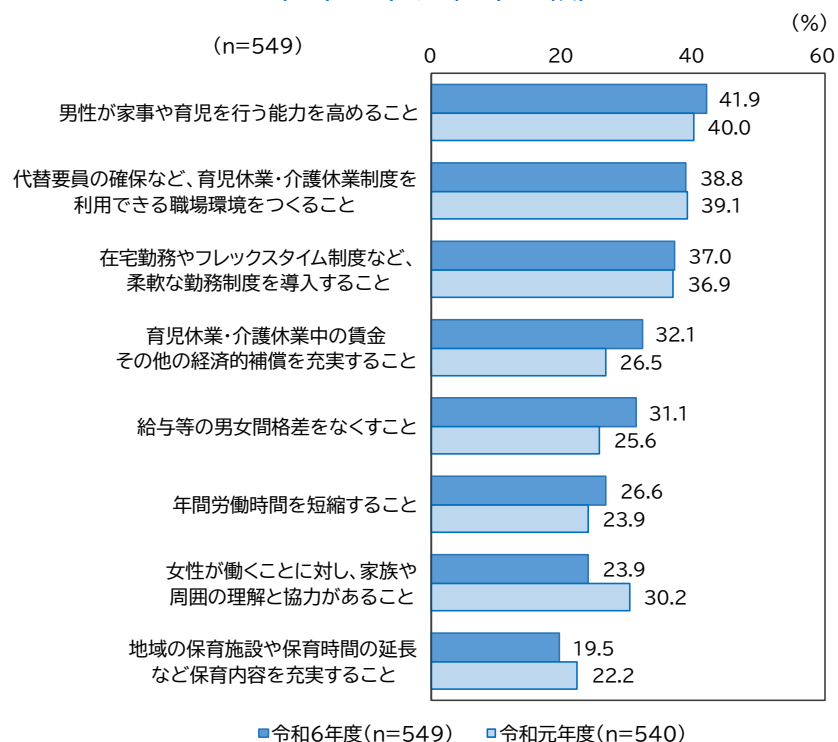
◎ 現状と課題

令和元（2019）年度の市民意識調査と比較すると、家庭生活で優先していることについての女性の回答は「仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視」の割合が増加しており、ワーク・ライフ・バランスを実現している人は徐々に増えていることがうかがえます。

反対に、望むようなワーク・ライフ・バランスを実現できない人が依然として多い背景には、長時間労働の慣例化、仕事や家事・育児等における性別による固定的な役割分業意識、育児・介護等を支える社会的な制度の不足、通勤時間の長さ等、社会全体に根強く残る様々な課題があげられます。

男女の労働者がワーク・ライフ・バランスをより実感できるように、市内事業所への働き方の見直しの呼びかけや男性が家事や育児・介護等にもっと関わられるような支援、育児や介護を社会的に支えられるような取組の整備等が必要です。

図表 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件
（上位8位／経年比較）



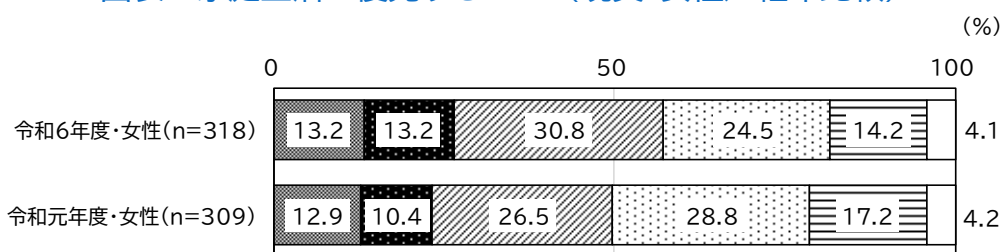
資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備する

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、各事業所に対して働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

図表 家庭生活で優先すること（現実 女性／経年比較）



- 仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念
- どちらかといえば、家庭生活(家事・子育て・介護)よりも仕事や自分の活動を優先
- ▣ 仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視
- どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活(家事・子育て・介護)を優先
- 家庭生活(家事・子育て・介護)に専念
- 無回答

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
仕事や自分の活動と家庭生活（家事・子育て・介護）を同時に重視と回答する女性の割合（現実）	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	30.8%	50%	

5 経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

●5-1 政策・方針の立案や決定過程への女性の参画の促進

◎ 現状と課題

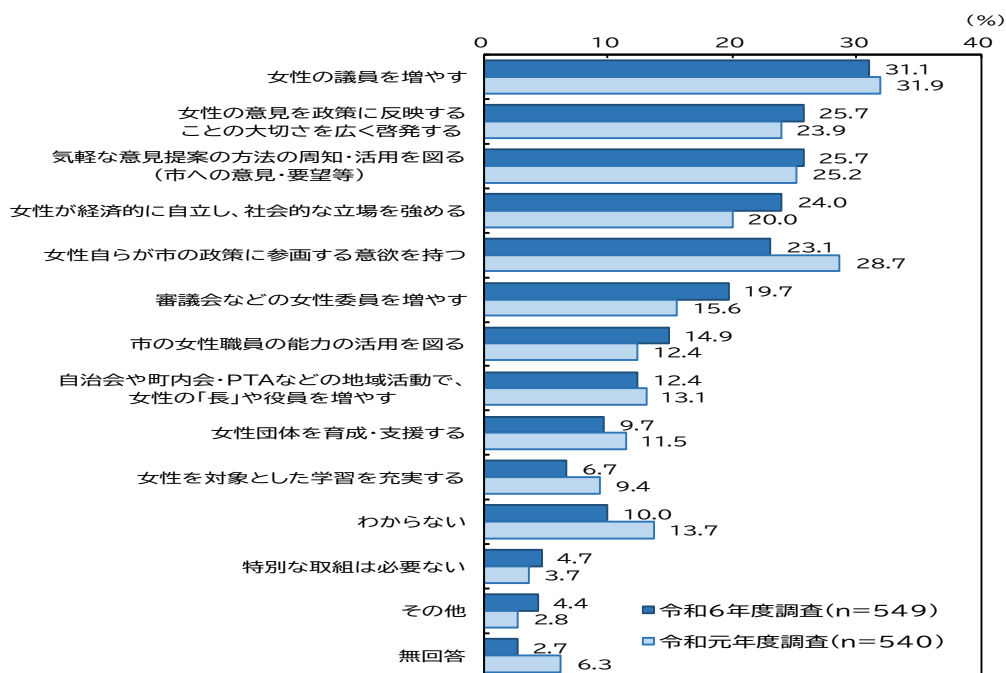
女性が政策や方針の立案や決定過程に参画することは、社会的、政治的、経済的に多くの意義があります。女性が意思決定に関わることによって、男性中心の体制下では見過ごされがちであった課題に光が当たることになり、政策や制度に包含されていた男女の不平等の是正につながることを期待されます。

政治の面においては、令和3（2021）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、妊娠・出産・育児・介護等の家庭生活と議員活動の両立を支援する体制整備やハラスメント防止のための対策強化が義務付けられました。国、県の義務はもちろんのこと、市町村にも努力義務が位置付けられています。市民意識調査においても、市の政策に女性の意見を反映させるために必要なこととして「女性の議員を増やす」に最も多くの回答が集まるなど、市民の関心も高まっています。

庁内における男女平等の推進については、職員意識調査の結果からは男女が平等であると感じている職員が約半数いますが、業務によっては片方の性別にやや偏る傾向が見られます。また、管理職における男女の偏りも依然として残っています。

事業所についても、事業所アンケート結果から管理職や役員に女性が少ない実態がみられることから、経営上の意思決定過程に女性の登用を推進する必要があります。

図表 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと（経年比較）



資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○市政における男女共同参画の取組を推進する

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の市政の政策決定過程により多くの女性が参画できるように、女性人材の登用を促進します。

○庁内における男女共同参画の取組を推進する

「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」に基づき、女性職員の職域拡大、キャリア形成支援、登用拡大、ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備、性別に関わらず家庭生活との両立を実現できる体制づくりを推進します。

○職場における格差を是正し、男女共同参画を推進する

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差に関する周知啓発を行います。

また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

指 標	数値目標		評価資料
市職員の女性管理監督職員の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等推進年次報告書
	21.2%	30%	

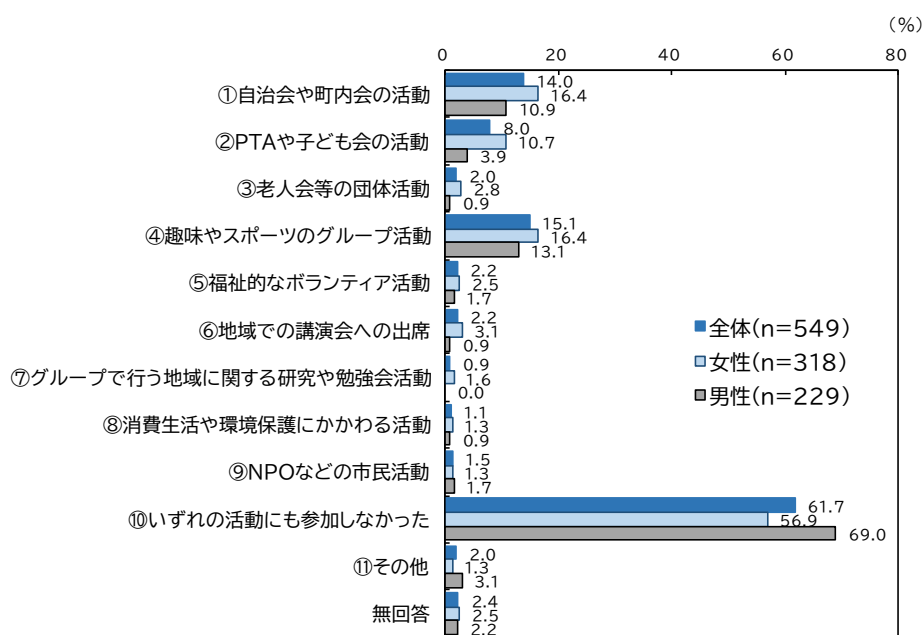
●5-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

◎ 現状と課題

市民意識調査によると、地域活動についてはこの1年間いずれの活動に参加しなかったという人が61.7%を占めており、地域コミュニティのつながりの希薄化が浮き彫りになっています。また、男性は約7割が地域活動に不参加で女性との差が際立っています。しかし、自治会長や町内会長に占める女性の割合は13.4%（令和6（2024）年4月1日現在）で、自治会長・町内会長の大半を男性が担っています。今後は少子化、高齢化がさらに進むことから地域コミュニティによる支え合いはより一層重要な意味を持つようになっていきます。地域活動や地域づくりのプロセスに男女が共に参画し、これまで以上に女性の意見を反映していけるように、誰もが参加できるような仕組みづくりと、性別にこだわらず共に責任を分かち合える意識啓発が必要といえます。

また、近年、市民の関心が高まっている防災活動においても地域コミュニティは重要な役割を持っています。内閣府が令和2（2020）年に公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」においては、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、男女のニーズの違いに配慮して、防災から復興までの各過程に女性の視点を取り入れることをうたっています。今後、防災活動のあらゆるプロセスに女性の参画を増やしていくことが重要な課題といえます。

図表 地域活動への参加状況



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○地域活動への参画を促進する

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

また、町会や自治会等における男女共同参画について意識啓発を推進します。

○防災及び防犯における男女共同参画を推進する

「地域防災計画」に基づき、災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において男女共同参画で取り組む体制を整備するため、女性の防災リーダーの育成や様々な立場の人々に配慮する意識啓発を推進します。

さらに、地域防犯活動への女性の参画を促すため、積極的な情報提供や自治会等への呼びかけを行います。

指 標	数値目標		評価資料
各審議会等での女性委員登用率が 30% 以上の審議会等の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	朝霞市男女平等 推進年次報告書
	53.2%	70%	

6 多様な生き方の尊重と理解促進

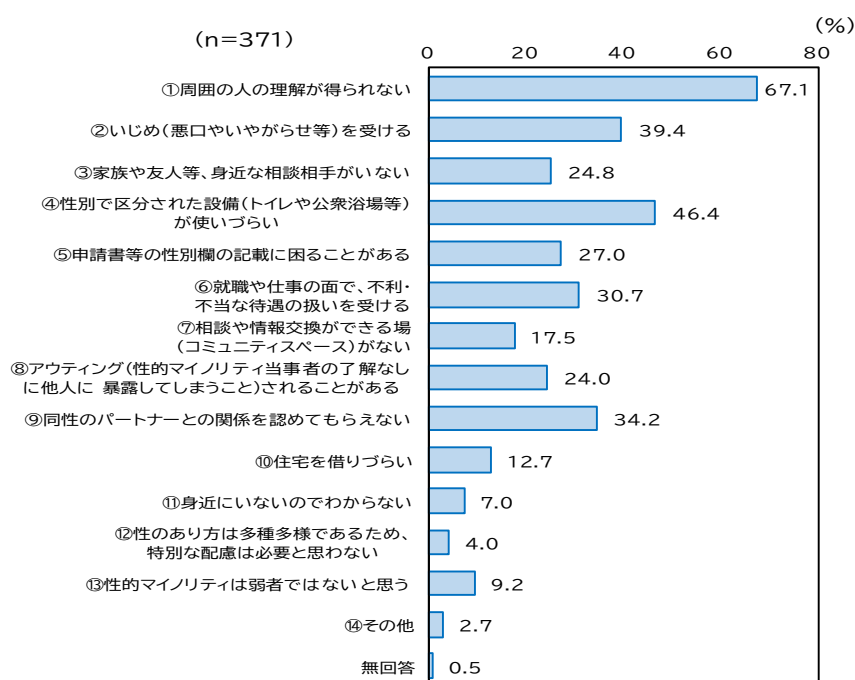
●6-1 SOGIE（性的指向・性自認・性表現）等に配慮した啓発の推進

◎ 現状と課題

SOGIEとは、性的指向や性自認、性表現を表す言葉です。この言葉が持つ意義は、性的マイノリティ（LGBTQ等）を他人事として捉えるのではなく、すべての人がそれぞれの性的指向・性自認・性表現を持っていると認識し、自分事として理解することにあります。令和元（2019）年度実施の市民意識調査では、この言葉も意味も理解していないと回答した人は42.6%でしたが、令和6（2024）年度調査時には56.8%に増加するなど、関心が薄れている状況がうかがえます。性の多様性について理解を促進するためにも、SOGIEについて周知を図ることが必要です。

また、本市では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられることを目的として、令和5（2023）年から「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。同制度については、市民意識調査でも「知らない」と回答する人が約7割以上いるなど、さらなる周知が必要といえます。ほかにも、性的マイノリティの人が不安や不便を感じることはないよう、市の施策のあり方や環境整備等について考えていく必要があります。

図表 性的マイノリティ（LGBTQ等）の人たちにとって生活しづらいと思われる理由



資料：令和6年度実施朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

◎ 主な施策

○多様な性のあり方についての理解促進と周知啓発を行う

啓発用リーフレットや広報紙、市ホームページ等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

○学校教育において多様な性に関する理解を促進する

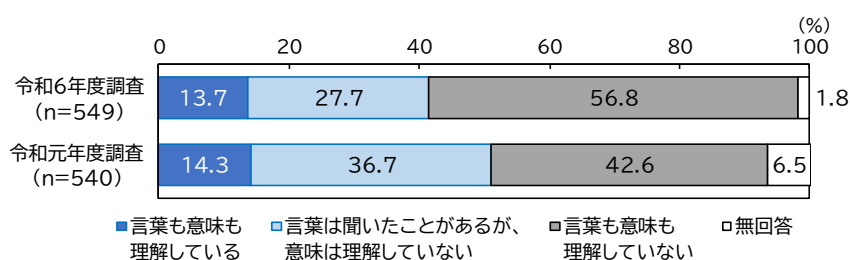
生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また、多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認、性表現を尊重する意識を養う教育を推進します。

○市の施策における性的マイノリティの当事者の権利尊重に向けた検討

性的マイノリティの人々の権利が尊重され、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるように、市の施策や行政事務等の内容について、改善に向けて方策を検討します。

また、朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知と普及を目指します。

図表 SOGIE（性的指向および性自認・性表現）という言葉の理解度（経年比較）



※令和元年度調査では「SOGI」という言葉の理解度

資料：朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標		評価資料
SOGIE（ソジー）という言葉の正しく理解している市民の割合	当初値(R7)	目標値(R17)	市民意識調査
	13.7%	20%	